
種 別： 論説

タイトル： 再建型私的整理手続と法的整理手続の「統合」試論

著 者： 田頭 章一

所 収： 『上智法学論集』第 60 卷 3-4 合併号（平成 29 年 3 月）137-178 頁

発行元： 上智大学法学会

本頁は書誌情報頁です。適宜論文本文の前に付してご利用下さい。



上智大学法学会

論 説

再建型私的整理手続と法的整理手続の「統合」試論

田頭 章一

- 一 はじめに
- 二 事業再建型私的整理の発展
 - 1 再建型私的整理への関心の増大
 - 2 「準則型私的整理」の発展とその到達点としての事業再生ADR
 - 3 「検討会報告書」による提言
 - 4 小括
- 三 外国の手続との比較
 - 1 アメリカ
 - 2 ヨーロッパ（EU および主要国）
 - 3 小括
- 四 私的整理と法的整理の「統合」に向けて
 - 1 私的整理と法的整理の関係についての3つの基本的視点
 - 2 「統合手続」の具体化の方向
- 五 結語

一 はじめに

2001年の「私的整理に関するガイドライン」以来、法的整理の立法的整備と歩調を合わせる形で、いわゆる「準則型」私的整理が発展してきたことは、周知のとおりである。中でも、その発展の到達点ともいべき事業再生ADRは、その存在および手続が、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律、産業競争力強化法など法令上の根拠を有する

点で準則性が強化され、また法的手続に移行した場合の特定調停および法的整理との連続性にも配慮された設計となっている。公的な機関が大企業の過剰債務の再編の仲介・支援をすることは、いわゆる「ロンドン・アプローチ」に代表される中央銀行等の仲介によるものや公的資産管理会社等によるものなどの例があるが、事業再生ADRのような民間型のADRという形での私的整理の整備・強化は、筆者の知る限り、世界的にも例がなく、わが国の事業再生に関する理論や実務、さらには社会一般の企業再生のイメージに対する影響力には大きなものがあつたといふことができる。

ただ、このような事業再生ADRの積極的評価の一方で、今後の私的整理と法的整理の関係についてどのような方向に進路を向けていくべきかに関しては、従来、十分な議論がなされてきたとはいえなかつたように思われる。その中で、2015年3月に発表された「事業再生に関する紛争解決手続の更なる円滑化に関する検討会報告書」(以下「検討会報告書」という。)⁽¹⁾は、重要な議論の材料を提供している。その報告内容は、政府が今後の政策指針として作成した「日本再興戦略2016—第4次産業革命に向けて—」(2018年6月)⁽²⁾においても言及されていることから、今後具体的制度設計が進んでいくことも予想される。そこで、本稿では、上記検討会報告書における議論も参考にしながら、制度論としての今後の私的整理と法的整理の関係についての考え方を、両手続の「統合」という観点から試論として提示してみたい。

ところで、本報告が検討対象とする私的整理と法的整理の関係には、さまざまな考察方法がありうる。そこで、本論に入る前に、いくつか本稿の考察の基礎となる事項について述べておきたい。

-
- (1) <https://www.shojihomu.or.jp/documents/10448/1149026/jigyousaisei201503.pdf/b0c51a9f-62cc-4a03-b5bc-6eb28571a27f>. (商事法務研究会ホームページ)
 - (2) 「日本再興戦略2016」152頁に、「私的整理手続における反対債権者がある場合にもなお事業再生を迅速かつ円滑に行えるようにするため、有識者検討会報告書の内容等を踏まえつつ、関係省庁において法的枠組み等の検討を進める。」とある。

第1に、私的整理および法的整理の意味についてである。私的整理は、企業を対象とするものに限っても、清算型か再建型か、また中小企業向けか大企業向けか等によってもその具体的なイメージが変わってくる。本稿では、検討会報告書を含む従来の議論が事業再生ADRなど比較的大企業の再建型手続を対象にしてきたことを考慮して、主として大企業の再建を目的とする私的整理と法的整理を念頭に置くが、中小企業の再建をめぐる同様の議論が重要なことは言うまでもないから、必要に応じて中小企業の再建手続に関する議論も取り上げる。企業の清算手続（私的整理・法的整理）は、直接には取り上げない。

第2に、私的整理（事業再生ADRに限らず、いわゆる「純粹私的整理」も含む）は、倒産処理の方法の合意だけを指す場合と、その成立までの私的交渉過程を含めていう場合がある。本稿では、裁判上の手続との連続性や「統合」の可能性を検討することから、とりわけ再建計画の合意に至るプロセスに着目することになる。また、（再建型）「法的整理」とは、一般に「フル規格」の法的再建手続、すなわち民事再生および会社更生手続を指すのが普通であるが、これらの手続以外にも、法律の規定に基づき裁判所が関与して行われる法的倒産手続は存在し（現行制度では、特定調停をここに取り込むことが可能である）、今後の立法的議論の対象にもなりうる。このような当事者間の交渉を基礎にして裁判所が緩やかに関与する「法的再建手続」を、（再建型）「法的整理」と区別して取り上げるときは、「法的手続」という表現を用いることにしたい。

最後に、法的整理はもちろん、私的整理も、「倒産」処理手続の一種とされる場合が通常であろうが、事業や資本構成の再編、債務整理等が、必ずしも債務者の倒産状態を前提としないことはいうまでもない。また、そもそも法的再建手続では、厳密な意味での倒産（とくに支払不能）を前提とせずに開始しうる（民再21条1項、会更17条1項参照）とされているので、債務者が倒産状態になったことを必ずしも前提とせずに、私的整理および法的再建手続（法的整理または法的手続）という言葉

を使うことにする。

二 事業再建型私的整理の発展

1 再建型私的整理への関心の増大

かつて私的整理といえば、清算型を中心に破産手続の短所を避けるための手続として議論された面が強かったように思われる。しかし、近時は、事業価値の毀損を避けた早期再生のための手段としての私的整理の重要性が強調されるようになった。その意味で、最近の理論的・実務的関心は、私的整理の簡易性・安価性・柔軟性等という一般的目的の追求というよりも、私的整理を通じた早期事業再生の実現という点に向けられてきたように見える。この点は、たとえばEUが新しい倒産法制に向けたアプローチとして、裁判所の関与を最小限にした「倒産前早期再建手続 (preinsolvency rescue proceeding)」の整備をメンバー各国に求めていることなどにみられるように、世界的な傾向としても指摘することができよう。

ただし、倒産処理手続全体としては、経済的に効率性を欠き、存続不能な企業を迅速かつ円滑に清算する要請があることは言うまでもない。事業再生プロセスに、政治的その他の力が過度に加わると、経済的に不効率な企業または事業を単に延命させる結果をもたらす。この点の警戒は常に怠ることなく、再建、清算のバランスが取れた倒産処理法制が必要であり、その中で私的整理を含む再建型倒産手続が構想されなければならぬであろう⁽³⁾。

(3) その意味で、清算手続としての私的整理への注目度がやや低くなっているように見える点は、気になるところである。いわゆる「廃業支援」など行政的な施策と連動した清算型私的整理の検討・整備も重要な課題である。田頭章一『講義破産法・民事再生法』（有斐閣、2016年）15頁、松下淳一＝中井康之「これからの倒産・事業再生実務」ジュリスト1500号（2016年）76頁〔中井発言〕など参照。

2 「準則型私的整理」の発展とその到達点としての事業再生ADR

わが国における事業再建のための私的整理の発展を振り返るとき、「私的整理に関するガイドライン」が2001年に定められ、株主・経営者責任や再建計画案の基本要件を明確にするなど、予測可能性のある準則型の手続モデルを示したことは、画期的なことであった。

その後、この準則型の私的整理は、中立的な第三者の関与によって事業再生計画の作成と関係者の合意を成立させようとする「事業再生ADR」へと発展することになった。この事業再生ADRは、純粋な私的整理と法的整理（再生・更生手続）の「利点の融合」と位置づけられ、反対債権者があって法的整理等に移行した場合の手続連続性への配慮——たとえばADR手続中の再生ファイナンスを法的手続移行後も優先的に扱うための事業再生ADR事業者の「確認」制度（産業競争力強化法58条以下参照）や2014年より取り入れられた社債権の変更のための社債権者集会の決議認可を確実にするための同様の確認制度（同法56条、57条）——も、その特徴となっている。

この事業再生ADRについては、一般の私的整理と異なって、産業競争力強化法や経産省令等によって規律される「公の制度」であることが強調される⁽⁴⁾。「準則型私的整理」の発展は、倒産専門家の形成や事業再生に関するノウハウの蓄積を促し、私的整理の信頼性を高める意義があったことは明らかであり、その到達点としての事業再生ADRは、それ自体重要な機能を果たしているだけでなく、あるべき事業再建手続に

(4) 伊藤真「第3局としての事業再生ADR」事業再生実務家協会・事業再生ADR委員会編『事業再生ADRの実践』（商事法務、2009年）19頁参照。筆者も、かつて、正式申立てを法的整理の開始申立てに類似するものとして、法的整理後の否認等の規律を考えていくべきではないか、という考えを述べたことがある（田頭章一「事業再生ADRと法的整理の関係について—最近の裁判例を手掛かりとして—」法の支配170号（2013年）45頁以下）。

関する倒産手続の関係者の意識に与えた影響も大きかったと言える。

ただ、一般的な理解としては、事業再生ADRと法的整理との関係は、依然として異質の制度であるという前提は変わっていない点に注意が必要である。上述した事業再生ADR機関の「確認」制度も、後続する法的手続における裁判所が「〔ADR機関により〕確認されていることを考慮した上で」債権の優先性等に関する判断をするという歯切れの悪いものになっており、法的整理間の移行の場合のような手続間の一体的・直接的効果（たとえば再生手続の廃止により牽連破産が開始した場合に、再生手続での共益債権を財団債権とする〔民再252条6項〕など）は認められていないのである。

3 「検討会報告書」による提言

(1) 実務的ニーズ

現在の準則型私的整理（事業再生ADRを含む）の実務においては、取引債権者に対する弁済は継続することにより債務者企業の事業価値を維持しつつ、金融債権者のみを対象債権者として、事業および財務の改善のための再建計画が策定されている。しかし、再建手続および再建計画が合理的なものであるにもかかわらず、再建計画に反対する少数反対債権者がいると、多数決制度の利用のためにすべての債権者を巻き込む会社更生手続等の法的整理を利用せざるを得ず、事業再建の障害になっている。検討会報告書は、このような問題意識から、商取引債権者に対しては通常通り弁済を継続しつつ、商取引債権者のグループだけについて多数決を利用できる手続を考案しようとしているものと理解できる⁽⁵⁾。このような実務的ニーズがあることは、筆者のように実務の経験のない者にも理解できる。ただ、一部報道⁽⁶⁾が林原の事件を引用しつつ、新

(5) 検討会報告書1-2頁、山本和彦「多数決による事業再生ADR」NBL1059号（2015年）33頁など参照。

(6) 日経2015年5月17日朝刊3面「企業再生、多数決で迅速に、銀行以外の債権守る制

制度の必要性を報道しているのを見ると、新しい制度の趣旨が誤解されないよう注意を要するのように感じられる。林原の事業再生ADR・更生事件は、銀行間に深刻な対立があった事件であり、また、対抗要件否認が大きな法律問題となった事件である。経営形態にもかなり特殊な面があったようであるから、管財人による財産や事業の管理、否認、取引関係の見直し等、フル規格の法的整理が必要だった事件だったというべきであろう⁽⁷⁾。検討会報告書も、このような事件を含めてすべての準則型私的整理の受け皿として簡易再生や新しい手続を考えているわけではないであろう。検討会報告書がどのようなケースを守備範囲にするのかについては、それほど詳しい記述はないようにも見うけられる。また、検討会報告書の直接的検討対象とはやや離れるが、純粋な私的整理と事業再生ADR等との関係や清算手続との繋がり方など、倒産手続の全体的システムの検討が必要なことは、前述したとおりである。

(2) 私的整理において反対する債権者を拘束する根拠

検討会報告書では、私的整理で反対債権者を多数決により拘束する根拠の理論的説明として次のような議論が紹介されている⁽⁸⁾。

①裁判の効力に根拠を求める考え方

ここには、(ア)民調法17条類似の反対債権者の同意に代わる決定による考え方と(イ)私的整理計画の認可決定による考え方がある。(イ)は、認可決定の形成力で反対債権者を拘束する考え方であり、その具体的な仕組みとしては、後述の手続類型論に対応して、簡易再生を利用するか、新しい認可制度を作るかの2案が示されている。

②債権者の団体性と多数決決議に根拠を求める考え方

度検討」。

- (7) 林原（および関連会社）の事業再生ADRから会社更生手続に至る経緯、その他の法律問題については、柴原多ほか「林原グループの事業再生ADR申請の経緯および更生申立ての経緯」金法1954号（2012年）15頁以下、田頭・前掲注4）46頁以下等参照。
- (8) 検討会報告書5頁以下参照。

債権者団体の意思表示の効力として、債権者を拘束する考え方である。裁判所の認可決定を加えるとしても、これは単なる公証行為であると位置づけられる。債権者の団体性の根拠を——債権者の明示の意思表示による場合を除き——債務者が一定の破たん状態にあることに求めるならば、それを裁判所が確定する手続が必要とされ、具体的な手続としては、再生手続・簡易再生を利用するか、または決議前後の再生手続開始決定類似の裁判によりそれを確定する選択肢がありうるとされる。

③折衷説

検討会報告書では、①と②の両面を重視する考え方として言及されているが、検討は省略されている。後述する検討会報告書の主要な提案内容も含めて、新しい手続をどのように構想するにせよ、その基本的な性格は、専門家の関与の下で関係者が合理的なプロセスを経て策定した再建計画案に対する関係人多数の同意と裁判所の確認・形成的な裁判を組み合わせたものとなろうから、そこにおける多数決の拘束力の根拠は、両者を組み合わせて説明するのが妥当というべきであろう。

(3) 検討会報告書が示す制度モデル

検討会報告書が私的整理（事業再生 ADR が念頭に置かれる）において反対する債権者を拘束するための制度モデルとして示しているのは、次の表のとおりである⁽⁹⁾。本稿では、検討会報告書により、「主たる検討対象」とされた手続モデルを取り上げて紹介しておく。

(9) 検討会報告書 10 頁以下参照。同報告書 43 頁以下には、各制度モデルの比較対照表がある。検討会報告書の内容を紹介する文献としては、山本・前掲注 5) 31 頁以下、山本和彦『《講演録》事業再生の最近の潮流——地域活性化に向けた柔軟な発想——』金法 2045 号(2016 年) 6 頁以下、須藤英章『事業再生手続の迅速化を目指して——『事業再生に関する紛争解決手続の更なる円滑化に関する検討会報告書』の概要』商事法務 2078 号(2015 年) 62 頁以下などがある。

＜参考図＞ 検討会報告書「想定しうる制度モデル」（検討会報告書 10 頁の表を一部変更）

A タイプ：事業再生 ADR 完結型
A - ①：多数決モデル
A - ②：裁判所による認可型モデル
A - ③：同意に代わる決定モデル
A - ④：事前合意モデル（仲裁型モデル）
B タイプ：事業再生 ADR と法的倒産手続の連動
B - ①：簡易再生運用改善モデル（産競法改正＋簡易再生の運用改善）
B - ②：迅速事業再生手続モデル（産競法改正＋簡易再生をさらに簡略化）
B - ③：新たな受け皿手続の創設モデル（産競法改正＋受け皿手続創設）
C タイプ：簡易型の法〔的：筆者〕手続（事業再生 ADR を前提としない、適用対象を限定した簡易型の法的手続）の創設
※太字は、「主たる検討対象」とされた制度モデル

（ア） 裁判所による認可型モデル（産競法改正）（A - ②モデル）⁽¹⁰⁾

事業再生 ADR において一定多数の債権者の同意（頭数要件を取り入れるかどうかについては両論併記される）があるときは、債務者（または手続実施者との共同申立て）で裁判所による計画の認可を求め、裁判所の認可により拘束力ある事業再生計画が成立するとする手続モデルである。社債権者集会決議と裁判所による認可制度（会社 724 条 2 項、732 条以下）を参考にしたものとされ、裁判所による認可の要件は、民再 174 条 2 項各号、会更 199 条 2 項各号と基本的に同じものが想定される。債務者が一定の財産的破たん状態にあることを認可要件とするかは、課題として留保される⁽¹¹⁾。リース債権は、対象債権外である。担保付債権

(10) 検討会報告書 12 頁以下。

(11) 検討会報告書 15 頁。

も不足額の部分のみ対象となる(ただし、担保カバー部分もリスクは可能とする立場もありうる)とされる。

他のモデルと共通の問題として、一時停止の期間を裁判所の保全措置等と組み合わせていかに認可決定まで延長するかという点、および事業再生ADRの開始当初より手続への参加を拒絶していた債権者や、事業再生ADRの途中段階で離脱し決議会議において議決権を行使しなかった対象債権者にも認可の効力が及ぶかという点なども指摘される。手続期間としては、決議のための会議から効力発生まで、1~2か月ほどの時間を想定する。

(イ) 簡易再生手続の運用改善モデル(産競法の改正+簡易再生手続の運用改善)(B-①モデル)⁽¹²⁾

法改正ではなく、運用改善された簡易再生手続を事業再生ADR不成立の際の受け皿とする手続モデルである。産業競争力強化法の改正により商取引債権に関する考慮規定等を創設し、連動性を高める点がポイントである。事業再生ADRにおける決議会議において事業再生計画が不成立となると、決議当日またはその後数日以内に債務者または債権者(通常は債務者)が民事再生手続開始の申立て(民再21条)をし、裁判所は手続開始原因(民再21条1項)の審査を行う。再建計画案は、手続開始申立てと同時にまたは申立て後できるだけ早期に提出する(民再164条参照)。再生手続開始決定においては、同時処分による届出期間の設定を短縮(「特別の事情」ある場合の短縮の可能性について、民再規18条1項柱書参照)する提案がなされている。手続開始決定の付随処分として行う、知っている債権者への通知(民再35条3項)——後述の簡易再生の決定に関しても同様の問題(民再212条3項・115条1項)がある——につき、民事再生法85条5項後段で弁済が予定されている(後述)商取引債権者への通知を運用により省略できるかは、可否両論が併記されて

(12) 検討会報告書17頁以下。

いる。その他の運用上の簡略化の提案としては、事業再生 ADR での報告文書を、民事再生法 125 条の報告書と扱うことなどが提案されている。

債権届出期間経過後の再生債務者による簡易再生の申立て（民再 211 条 1 項参照）を経て、計画案の付議決定（民再 212 条 2 項）、さらには債権者集会で決議を行うが、そこでは、簡易再生の申立てに同意した対象債権者が、決議集会に欠席しても再生計画案に同意したものとみなす同意擬制制度（民事再生法 214 条 3 項）が利用できる。認可要件は、通常の再生手続の場合と同様に、民事再生法 174 条 2 項各号に定める不認可事由の不存在である（即時抗告も可〔175 条 1 項〕）。再生計画認可決定の確定により、一般的基準に基づいて権利変更（民再 215 条 1 項）がなされる。ただし、簡易再生移行後の商取引債権の保護の予見性を高めるため、産業競争力強化法にいわゆる「考慮規定」（民再 85 条 5 項後段の弁済許可、同法 155 条 1 項ただし書による再生計画での特別の処遇を認められるようにするための事業再生 ADR 事業者による確認）を設けることが想定されている⁽¹³⁾。簡易再生手続の原則に従い、債権調査手続を省略しているため、個々の再生債権の実体的確定・債権者表の記載による執行力（民再 180 条 2 項）などは認められない。再生計画認可による失権効（民再 178 条 1 項）もない。

関係者の処遇に関しては、別除権者に対しては、担保権実行中止命令（民事再生法 31 条）を活用しつつ、別除権協定の締結等により対応するものとされる。社債権者については、再生債権者としての処遇が想定されているようである。全体の手続期間は、2～2.5 か月程度が想定されている。

（ウ）迅速事業再生手続の導入モデル（産競法の改正＋民再法の改正による簡易再生のさらなる簡略化）（B－②モデル）⁽¹⁴⁾

(13) 検討会報告書 18 頁、59 頁以下。現行産業競争力強化法にある「考慮規定」については、前述二 2 参照。

既存の簡易再生手続をさらに簡略化した特別手続(「迅速事業再生手続」という)を新たに設けてこれを事業再生 ADR の受け皿とする手続モデルである。既存の手続の特則ではなく、全くの新手続を創設する B-③モデル(受け皿となる手続として新たな法的手続を創設するモデル)にも繋がるモデルとして位置付けられる。B-①モデルと同様商取引債権に関する考慮規定の創設等の産業競争力強化法の改正とともに、受け皿となる迅速事業再生手続の創設に関して民事再生法の改正を伴う。

事業再生 ADR の決議のための会議において、不同意の対象債権者がいた場合に、通常再生手続ではなく、ダイレクトに迅速事業再生手続の開始を申し立てる点が、②の運用改善モデルと大きく違う点である。同手続開始までの流れは、不同意があった決議の直後に、再建計画案と「(対象)債権者一覧表」を付して申立てをし、開始要件(通常手続開始原因(民事再生法 21 条 1 項)と簡易再生の申立要件(民事再生法 211 条 1 項)と同様のもの)が認められれば、手続開始決定および再建案の付議決定を行う。これらの段階での簡略化の方法としては、開始決定の付随処分としての債権者への通知に関しては、産競法における考慮規定により弁済許可対象となる債権者に対する通知の省略や、申立て時の債権者一覧表による「みなし届出」の可能性、さらには再生債務者等による財産評定(124 条 1 項)および報告書(民再 125 条)の提出を省略することもありうるとされている。迅速事業再生計画案の決議については、簡易再生と同様の同意擬制のほか、迅速事業再生手続における計画案の決議それ自体を省略し、直ちに計画案の認可(現行再生手続における認可要件より厳格化するかどうかについては意見が分かれた)まで進むことができるという制度も検討された。認可決定による権利変更の内容については、全債権者が一般的基準による権利変更を受けるという仕組み(民事再生法 215 条 1 項)のほか、事業再生 ADR での対象債権者(金融債権者)

(14) 検討会報告書 25 頁以下。

の権利変更に関する個別具体的な交渉の結果を尊重し、対象債権者については、計画に従い個別具体的な権利変更に服し、他の債権者については権利変更の一般の基準に従った画一的な権利変更によるという制度も考えられる。また、各種債権者の処遇に関する新しい制度のアイデアとしては、アメリカ連邦倒産法における商取引債権の処遇等を参考に、商取引債権等の特定の種類の債権については、上限額を定めたうえで包括的に弁済を許可する制度などが提示されている。

4 小括

検討会報告書は、「事業再生 ADR 等の準則型私的整理における少数反対債権者が計画に定める権利変更に拘束される法制を検討する」⁽¹⁵⁾ という、自らに課した課題について、事業再生 ADR に法的手続の機能の取り込みを図り、または法的手続とのより円滑な連動を確保した運用または制度の創設を促すという形で、参考になる論点整理と提言を提供している。個々のモデルに対する評価としては、次の点が指摘できるのではないかと考える。

まず、A - ②の「裁判所による認可モデル」については、産業政策志向の産競法の改正によるという位置づけであるから、思い切った制度設計が可能かもしれないが、これまで私的整理の枠内に位置付けられてきた事業再生 ADR に、法的整理の認可決定の拘束力の基礎となる手続を組み込んで一体としての手続を構成するのは容易ではないであろう。このような手続に対しては、——後述の憲法問題など多くの乗り越えなければならない課題があることに加え——法的強制力を重視するあまり事業再生 ADR 手続の利点が薄れ、企業にとって利用しにくくなるという懸念も否定できない。また、B - ①の「簡易再生手続の運用改善モデル」は、事業再生 ADR の受け皿として既存の簡易再生を運用の改善を

(15) 検討会報告書 5 頁。

行っただけで利用しようというものであり、その必要性は十分に認められるが、簡易再生は債権調査・確定の手続を省略するにとどまるから、運用で十分な対応ができるについてか疑問も残る。したがって、事業再生ADRが一部債権者の反対で成立しなかった場合の受け皿制度に限定して考えれば、B-②の迅速再生手続を導入するモデル、更にはその延長としてのB-③型手続(会社更生立法時に検討された「特定更生手続」が参考として引用される)を検討していく方が望ましいように思われる。

第2に、検討会報告書の提言する、B-①とB-②のモデルは、事業再生ADRが失敗した場合を前提として、それに接続する既存のまたは新しい法的手続を使って反対債権者を拘束することを主たる関心対象としている⁽¹⁶⁾。その意味では、私的整理と法的整理を異なった類型とした上で、両者の連続性の確保という観点に立ったものといえる。そのため、たとえば、法的手続における規律が直接には及ばない私的整理手続で参加しなかった対象債権者の処遇の問題が出てくる。検討会報告書は、産業競争力強化法に対象債権者の協力義務等の規定を置くことを提案しているが⁽¹⁷⁾、私的整理への参加・協力義務は矛盾をはらみ、その導入可能性および実効性については、不確実な面も残らざるをえないように思われる。

第3に、A-②の「裁判所による認可型モデル」は、私的整理の本体に多数決を取り入れるという基本構想に基づく手続モデルであるが、憲

(16) A-②モデルにおいても、事業再生ADRの決議会議で対象債権者全員の同意が得られなかった場合に、認可手続に移行するという手続構成が採られるようであるが、当初から多数決の利用を想定した手続運用もありうるとされている(検討会報告書13頁参照)から、決議と認可手続が一体化した手続モデルとしての利用もありうるということであろう。A-②モデルは社債権者集会の多数決による決議および裁判所の認可手続(会社724条2項・732条以下参照)を発想の基礎の一つとしてしているとされるが(検討会報告書12頁参照)、社債権者集会の決議と認可は——手続的には、決議後の招集者による認可申立てが求められるものの(会社732条)——両者一体となった手続と考えられるから、結果的には、この手続モデルは社債権者集会決議・認可制度とはやや異なった基本構造をもった制度になっていると見た方がよさそうである。

(17) 検討会報告書66頁。

法問題など多くの超えるべきハードルが残るので、検討会報告書では将来の課題と位置づけられる⁽¹⁸⁾。たしかに、私的交渉をベースとする手続を維持したまま、認可決定手続による反対債権者の拘束力を取り込むという考え方にとどまるのであれば、超えるべきハードルは多く、かつ、高いといわざるをえない。検討会報告書は、「想定しうる制度モデル」としては、事業再生 ADR と連動する受け皿手続を一体化する新しい法的手続（C タイプの手続）を創設する可能性を示すが、これと A - ②モデルを比べると、C タイプ手続が——検討対象外とされているためその位置づけにははっきりしていないものの——基本的には「法的手続」として想定されているのに対して、A - ②モデルが私的整理（とくに事業再生 ADR）として、また産業競争力強化法の枠内で想定されている点が異なる。しかし、2つの手続タイプは、法的手続の多数決原理と従来の法的整理に拘束されない柔軟・簡易で、企業価値の毀損が避けられる手続を志向している点は共通のように思われる。「裁判所による認可型モデル」は、私的整理への多数決原理の導入という要請にダイレクトに答えるシンプルな手続であることはたしかであり、実務家からはこの手続の可能性を探るべきだとの考え方も強いようである⁽¹⁹⁾。しかし、この手続モデルには、上記のように多くの解決すべき難問が伴っているとすれば、長期的な課題とはなるが、C タイプの手続の創設に目を向けることも考えられてよいのではなかろうか。

いずれの手続モデルを念頭に置くにせよ、新たな発想の下で制度の創設を考えるとすれば、制度的前提が異なることに配慮しつつ、外国の制度を参考にすることが考えられる。この分野の比較法は、すでに多くの論者によって紹介・されてきたところであるが、以下では、本稿の視点から、アメリカ、ヨーロッパ（EU および主要国）の注目される制度・手続を簡単にみておきたい⁽²⁰⁾。

(18) 検討会報告書 86 頁。

(19) 山本・前掲注 5) 33 頁、須藤・前掲注 9) 69 頁参照。

三 外国の手続との比較

1 アメリカ

(1) プレパッケージ型事業再建手続 (Prepackaged Reorganization)

アメリカにおいて、私的整理と法的整理の利点の融合を図った制度として想起されるのは、いわゆる本来型のプレパッケージ型再建手続 (Prepackaged Reorganization) である。反対債権者が存在すると、社債権者等に対するエクステンジ・オファーなどによる裁判外の私的整理は失敗することになる。しかし、債務者としては、最初から再建手続を申し立て、長期間、裁判所や利害関係人に監視されながらビジネスを遂行するのは避けたい。そこで、すでに1978年の現行連邦倒産法制定の際に、従前の実務で手続申立て前に計画案受諾の勧誘が行われたことを参考にして、申立て前に計画案の作成と債権者の決議まで済ませ、手続開始後は、基本的に裁判所の認可手続のみを行うことによって、迅速に手続を終了させるという制度が設けられた。これが、連邦倒産法1126条(b)項に基づくプレパッケージ型再建手続の制度趣旨である⁽²¹⁾。

この本来型のプレパッケージ型手続は、特定の計画につき受諾した決議の効果が、開始後の11章手続で、そのまま有効な決議とみなされる (deemed to be accepted) ので、申立て前の手続の効果が、申立て (開始) 後の手続で直接認められる仕組みになっている。そして、その効力承認

-
- (20) 本稿で取り上げる国または地域以外にも、興味深い立法の動きがある。経済産業省経済産業政策局産業再生課『各国の事業再生関連手続について』(金融財政事情研究会、2011年)、金春「オーストラリアの企業再生手続における裁判所の関与のあり方について—私的整理と法的整理の中間型モデルへのアプローチ—」NBL1037号(2014年)55頁以下、呉守根「韓国における企業構造調整促進法—議論および展望」伊藤眞先生古稀祝賀論文集『民事手続の現代的使命』(有斐閣、2015)731頁以下など参照。
- (21) 福岡真之介『アメリカ連邦倒産法概説〔第2版〕』(商事法務、2017年)352-356頁、中島弘雅=村田典子「アメリカのプレパッケージ型倒産手続について」国際商事法務33巻1号(2005年)9頁以下参照。

の前提として、申立て前の受諾の勧誘は、倒産法以外の法令、具体的には証券関連法、それがなきは倒産法の求める条件に適合した開示説明書に基づいて行うべきものとされ、また、投票手続についても一定の書式やルールに従った手続が求められる（連邦倒産規則 3018 条(b)参照）など、実際には申立前の手続でも手続開始後の法的ルールに則った手続が行われていると言える。プレパッケージ型再建手続がしばしば行われている NY 南部地区の連邦倒産裁判所では、同裁判所独自のガイドラインに基づいて手続的な観点から申立て前後の手続の接続が円滑・迅速に行われるよう配慮がなされている⁽²²⁾。このようなプレパッケージ型再建手続を全体としてみると、私的整理と法的整理という別個の手続間の連続性を確保した手続という理解と並んで、すでに申立前に倒産法（または趣旨を同じくする証券関係法）の開示・勧誘規制の下で行われた第 1 段階の法的手続と認可手続を中心とする申立後の第 2 段階の手続が合体した一つの法的再建手続であると捉えることもできるように思われる。

(2) 事前交渉型の再建手続 (Pre-negotiated or-arranged Reorganization) (事前交渉プラス 363 条セール) について

倒産事件の実態をみると、上記の本来的なプレパッケージ型再建手続は比較的少なくなっており、最近は、いわゆる「事前交渉型の再建手続 (Pre-negotiated or-arranged Reorganization)」、とくに GM のケースでもみられた事前調整と 363 条による事業譲渡 (363 条セール) を組み合わせた手続が多くみられるようになってきているようである⁽²³⁾。このような手続も、裁判外の交渉と法的倒産処理手続との統合的利用という観点からは興味を惹かれるが、この手続は、法的手続の利用目的が、多数決というよりも計画によらない事業譲渡であるという特殊性があるので、本稿では、検討対象外とした。

(22) 詳しくは、中島=村田・前掲注 21) 12 頁以下参照。

(23) 福岡・前掲注 21) 306 頁、事業再生研究機構編『プレパッケージ型事業再生』(商事法務、2004 年) 45 頁 (阿部信一郎) 参照。

2 ヨーロッパ (EU および主要国)

(1) EU の動き

ヨーロッパに関しては、EU において、早期企業再建に関連して注目すべき動きがあるので、簡単に触れておきたい。

EU 枠内における国際倒産を規律する EU 規則 (Council Regulation (EC) No 1346/2000 of 29 May 2000 on insolvency proceedings) の制定と発展とは別に、EU では、欧州委員会が中心となって、2012 年ごろから早期予防的・経済合理的で、統一的な再建手続の制定を求める動きが強まった⁽²⁴⁾。2014 年には、欧州委員会勧告 (COMMISSION RECOMMENDATION of 12.3.2014 on a new approach to business failure and insolvency) が発表され、各国のしかるべき対応とその報告 (2015 年 3 月まで) が求められた。その後、勧告の実行状況の評価プロセスを経て、2016 年 1 月には、委員会の委託を受けた英国 Leeds 大学の専門家チームが、上記各国の対応などを材料とした包括的な比較検討作業を行い、その成果を報告書として発表した⁽²⁵⁾。そして、この研究報告 (第 6 章) 等において、いくつかの国では、いまだ「勧告」の基準に対応せず、非効率性が残ったままであり、いまだ支払不能前の企業再建手続が整備されていないという結果が示されたのを受けて、欧州委員会は、勧告より強力な EU 指令 (directive) の制定が必要との判断に至り、2016 年 11 月 22 日新しい EU 指令の提案を欧州議会に対して行った⁽²⁶⁾。この動きは、EU における資本市場統合のための行動計画 (Capital Markets Union Action

(24) See e.g., The Commission Communication on A New Approach to Business Failure and Insolvency of 12 December 2012, COM (2012) 742 final

(25) Study on a new approach to business failure and insolvency Comparative legal analysis of the Member States relevant provisions and practices Tender No. JUST/2014/JCOO/PR/CIVI/0075.

(26) Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on preventive restructuring frameworks, second chance and measures to increase the efficiency of restructuring, insolvency and discharge procedures and amending Directive 2012/30/EU.

Plan) や単一市場戦略 (Single Market Strategy) と密接な関係があるものと位置づけられている。

企業再建手続との関係でこの EU 指令提案の基本目的となっているのは、EU の全構成国によって基本原理を共通にする効率的な再建手続が整備されることであり、具体的には、①財政危機に陥った会社（とくに中小企業）が悪化する事業環境を探知するための早期警告手続 (early warning tools to detect a deteriorating business situation) を設け、早い段階で再建できるようにすること、②時間がかかり、複雑で、費用がかかる裁判所の手続を簡略化することにより、柔軟な予防的再建手続の枠組み (flexible preventive restructuring frameworks) を作ること、③倒産実務家や裁判所（構成員）の訓練や専門化 (training, specialisation of practitioners and courts) およびテクノロジーの利用（たとえば、オンラインでの債権届出や債権者への告知）を進めること、などが目標とされている⁽²⁷⁾。

以上のように、欧州委員会の関心は、EU のメンバー各国が、経済合理的な事業再建を促進するという共通の目的の下、倒産（支払不能を指す）前の段階で開始できる簡易化された再建手続を持ち、単一市場としての EU における統一的な再建手続を作り上げようとする点にあるといえることができる。そこでは、私的整理は、裁判外の合意 (out-of-court workout) という意味ではなく、裁判所が関与しない交渉過程 (out-of-court processes) といった意味で用いられており⁽²⁸⁾、新設される再建手続は、そのような自主的な交渉過程を適切に取り込みつつも、明確な制度的枠組みを伴う立法措置を要求しているようである。

(2) ドイツ

(a) 「企業再建のさらなる簡易化のための法律」(ESUG) (2011 年) による「保護傘手続」(「再生準備手続」)

(27) 欧州委員会による報道発表による。 http://europa.eu/rapid/press-release_IP-16-3802_en.htm

(28) Proposal, *supra* note 26), at 25.

ドイツの倒産法は、倒産手続申立て・手続開始の時点では清算か再建かを決定せず、開始後に倒産管財人の調査と債権者集会の決議により手続の最終目的を決めるという統一的倒産手続の仕組みが特徴であるが、債務者企業が事業経営権や財産管理処分権を保ったまま企業の再建を試みるアメリカの連邦倒産法第11章の再建手続（いわゆる「DIP型手続」）や日本の民事再生手続に相当する自己管理（Eigenverwaltung）手続は、裁判所や債権者がその許容に慎重で、極めて利用が低調であったとされていた。しかし、後でみるように、ドイツの企業が自国の再建手続を敬遠してイギリスの手続を利用する事態が少なからず生じ、また上記のようなEUからの早期再建手続の強化を求める動きがあったことから、2011年の「企業再建のさらなる簡易化のための法律」（Gesetz zur weiteren Erleichterung der Sanierung von Unternehmen: ESUG）による倒産法改正が実現した⁽²⁹⁾。この改正法の目玉の一つが、いわゆる「保護傘手続（Schutzschirmverfahren）」（倒産法270条b。その見出しは「再建の準備（Vorbereitung einer Sanierung）」）である⁽³⁰⁾。

この「保護傘手続」では、まず債務者が、①手続開始、②（仮）自己管理および③再建計画案提出期間設定を求める3つの申立てをすることが必要である（倒産法270条b第1項参照）。③の申立てに対する裁判所の再建計画案提出期間指定の要件は、支払不能のおそれがありまたは債務超過ではあるが未だ支払不能ではないこと、および「再建の見込みが明らかに存在しないとはいえないこと」であり、それは申立ての際に、

(29) 同改正法の背景や改正の経緯については、松村和徳ほか「ドイツ倒産法制の改正動向(1)」比較法学49巻2号(2015年)269頁以下などを参照。

(30) 「保護傘手続」創設の背景については、松村和徳ほか「ドイツ倒産法制の改正動向(2)」比較法学49巻3号(2016年)228頁以下、久保寛展「ドイツ企業再建法における企業再建手法としてのデット・エクイティー・スワップ」福大法学論集55巻1号(2013年)259頁以下などを参照。ESUGは、申立て段階からの（仮）自己管理の可能性を広げたが、これには、単純に開始までの自己管理を認める（仮管財人への管理処分権の移転がない）手続と（倒産法270条a）、「保護傘手続」のための付加的な措置をとる手続（倒産法270条b）との二つの類型が用意された。

経験ある会計士や弁護士によって作成された証明書 (Bescheinigung) によって証明されなければならない (倒産法 270 条 b 第 1 項第 3 文)。裁判所は、この要件の充足を認めるときは、最長 3 か月 (延長はできない) の倒産計画案提出期間を定める (以上、同項)。裁判所はその期間中は開始申立てに対する決定をすることができず、債務者の申立てがあれば、強制執行の停止 (21 条 2 項) を命じなければならない (倒産法 270 条 b 第 2 項第 3 文)。また、裁判所は、上記の倒産計画案提出期間の決定において、債務者事業等の監督をする仮監督員 (vorläufiger Sachwalter) を選任するが、債務者がその候補者を提案したときは、原則として裁判所はその者を選任しなければならない (倒産法 270 条 b 第 2 項参照)。これにより、債務者は、自らの信頼する専門家とともに、安心して倒産計画手続を通じた再建手続を遂行することができるものと考えられた⁽³¹⁾。もっとも、仮債権者委員会や別除権者が「保護傘手続」の取消しを申し立てた場合には、原則として「保護傘手続」を取り消すものとされるので (同条 4 項)、債権者サイドの利益との手続的バランスは確保されている。このように、ドイツの立法者が選択したのは、申立手続という半法的・過渡的手続に着目して、債務者の倒産手続申立てとともに、最長 3 か月間の取立てからの保護の下で、再建計画案を仕上げる期間を設定し、仮債権者委員会や仮監督員の監督の下、債務者自らが実質的に開始決定までに計画案を策定し、それに対する債権者の実質的合意を得るための手続である。その背景には、再建計画案の策定手続を利用しやすくすることにより、早期の倒産手続開始の申立てと事業再建の促進を図るといふ立法趣旨があった⁽³²⁾。

この「保護傘手続」は、指定された再建計画案提出期間の経過、または、再建の見込みがなくなったなどの理由による計画案提出期間指定命令の取消し [倒産法 270 条 b4 項 1 文] により終了する。いずれの事由

(31) Begr. RegE zu § 270bInsO, BT-Drucks. 17/5712, S. 40.

(32) Begr. RegE zu § 270bInsO, BT-Drucks. 17/5712, S. 40.

で終了した場合も、その後改めて倒産手続の開始の是非が審理され、判断される(同項第3文参照)。すなわち、たとえ提出期間内に再建計画案が提出されても、当然に開始決定がなされるわけではなく、裁判所は開始原因を審理したうえで開始すべきかどうかを決定する⁽³³⁾。開始決定時の自己管理の裁判(倒産法270条参照)についても改めて判断を行う⁽³⁴⁾。

このように、「保護傘手続」と手続開始後の手続との連携または一体化、そしてそれによる再建手続全体の迅速な進行については、ドイツ法では、必ずしも十分な配慮がなされていないように見える。

(b) 「保護傘手続」の実情

ドイツにおいては、支払不能状態になったら、会社の取締役等は倒産手続申立義務がある(違反すると民事・刑事上の責任が問われる)こともあって、私的整理は盛んとはいえない⁽³⁵⁾。そのため、「保護傘手続」は、企業の経営陣が申立義務を果たした後に進行する開始前手続における再建計画案策定促進手続であり、私的整理自体でないことはもちろん、次に述べるイギリスの会社整理のようないわゆる「倒産(支払不能)前(preinsolvency)」の再建手続とも一線を画すると説明される⁽³⁶⁾。また、「保護傘手続」は、すべての債権者を手続に取り込むことが求められる点でも、イギリスの会社整理と異なるとされるが、この点は、わが国の事業再生ADRなどとも異なっている。

コンサルティング会社が行った実態調査によると、「保護傘手続」を

(33) Stephan Kolmann, Schutzschirmverfahren, 2014, S. 197. 実務的には、仮監督人が開始原因の存否に関する調査を担当するケースが多いとされる(同所)。

(34) もっとも、裁判所が自己管理の要件が満たされないと考えるときは、一定の要件の下で、債務者に倒産手続開始申立てを取り下げる機会が与えられる(倒産法270条a第2項参照)。この点も、ESUGによる改正点の一つであることについては、松村ほか編・前掲注27)231頁を参照。

(35) 井出ゆり=河合健「ドイツの倒産法制と私的整理の実務」国際商事法務44巻6号(2016年)849-850頁参照。

(36) Klaus Wimmer, Das Neue Insolvenzrecht Nach der ESUG-Reform, 2012, S. 24

含む新しい自己管理手続の利用は、当初は予想外に大企業の利用が多かったが、最近では、中小企業の割合が増えている。また、開始された倒産事件全体の中で 270 条 a または 270 条 b による自己管理の申立てに基づいて自己管理手続が開始された事件の割合は平均 2.7% に過ぎないこと（ただし、地域差がある）、自己管理手続として申し立てられ事件でも、（管財人が選任される）通常倒産手続として開始されたり、後に通常手続に移行したりする事件の割合が 41% に上ることなどが報告されている⁽³⁷⁾。

別の調査では、上述した「保護傘手続」の申立ての際の専門家の証明書（Bescheinigung）（倒産法 270 条 b 第 1 項第 3 文）については、ドイツ会計士協会（Institut der Wirtschaftsprüfer in Deutschland）が提案した基準が採用されつつある（ただし、個別事件に応じた基準の修正が必要という声もある）ことが示されている⁽³⁸⁾。また、現行の「保護傘手続」に加えて、EU による予防的（早期）再建手続の創設の求めに対応した新たな再建手続の創設を期待する声も、債権者を中心に相当数存在するものと報告されている⁽³⁹⁾。

(3) イギリス

(a) イギリスにおける事業再建手続

イギリスにおいては、そもそも純粋な私的整理による事業再建が主流であり、必要な場合に裁判所が極めて限定的な形で関与する独特の仕組みが採られてきた⁽⁴⁰⁾。本稿では、関係者間の自主的交渉を基礎としな

(37) Ralf Moldenhauer, Rüdiger Wolf and Frederik Drescher, Vier Jahre ESUG: In der Realität angekommen, 2016), SS. 3-6. <http://www.bcg.de/documents/file206068.pdf>

(38) Roland Berger, ESUG-Studie 2016, SS. 28-30.
https://www.rolandberger.com/publications/publication_pdf/roland_berger_esug_studie_2016_final_.pdf ドイツ会計士協会の基準のほか、ドイツビジネスコンサルタント協会（Bundesverband Deutscher Unternehmensberater）も、証明書の作成要項を公表している。

(39) Roland Berger, a. a. O., S. 36.

(40) 和田正 = 松本渉「英国におけるワークアウトの実情」国際商事法務 43 卷 10 号（2015 年）1460 頁参照。ただし、イングランド銀行による私的整理促進ルールである「ロン

から裁判所が関与する手続枠組みとして、会社任意整理 (Company Voluntary Arrangement) と会社整理 (Scheme of Arrangement) を取り上げる⁽⁴¹⁾。任意整理が倒産法上の制度 (倒産法第1章) で、会社整理が会社法上の制度 (会社法 895 条以下) である。会社任意整理は、会社が資格を持った倒産実務家 (insolvency practitioner; nominee) を選任して、その助言を得て作成した再建計画案を裁判所に提出することによって手続が開始する緩やかな再建型手続である。その特徴は、小企業債務者 (従業員 50 名以下等の要件を満たす) の場合を除いて支払停止効がないこと、担保権者の権利の変更はできないこと、多数決により反対債権者を拘束し、裁判所の認可手続はないことなどである。裁判所の裁判なしに、法的拘束力を認める点は、わが国の視点から見れば、異質と感じられる点である。一般には、中小企業・事業会社を対象とする緩やかな再建型手続といえる。

会社整理は、会社法に基づく手続であり、基本的には、倒産手続ではないと位置づけられている⁽⁴²⁾。この手続は実質的に清算を目的とすることもありえるが、事業再建のために使うときは、まず、債務者会社がすでに一定の情報開示に基づいて作成し、ある程度の債権者の同意を得た再建計画案を添付し、また債権者集会の組分け方法を提案した申立書

ドン・アプローチ」やそれを参考に作られた INSOL (倒産実務家国際協会) の「私的整理 8 原則」など、私的整理のガイドラインというべきものが存在することについては、同 1461 頁、中島弘雅「近時のイギリスにおける事業再生の枠組みについて」青山古稀『民事手続法学の新たな地平』(2009 年、有斐閣) 797 頁以下参照。

- (41) イギリスの企業再建法制の全体像については、中島弘雅「イギリスの事業再生手法としての『会社整理計画』」高橋宏志ほか編・伊藤古稀祝賀『民事手続の現代的使命』(2015 年、有斐閣) 949 頁以下を参照。
- (42) イギリスは、2015 年の EU 倒産規則改正時に、会社整理をその適用対象から外すよう運動したとされている。その理由は、同国にける企業再建手続の柔軟性を確保することと、同手続を (平時) 会社法および事業再建双方の局面で利用する態度を維持したためであるという (See Richard Tett and Katharina Crinson, *The Recast EC Regulation on Insolvency Proceedings: A Welcome Revision, Corporate Rescue and Insolvency* (April, 2015) at 64, 66.

を裁判所に提出して、債権者集会の招集を求める。これを受けて、裁判所は、ヒアリングを開いて、債務者による債権者の組分けおよび招集の適切性を認めると、債権者集会の招集をし、債権者集会で再建計画案につき決議が行われる。そして、可決された場合には裁判所の認可を求め（会社法 899 条 2 項）、裁判所は再度のヒアリングにより審査をなしたうえで認可をするという流れになる⁽⁴³⁾。会社整理手続前後に、会社任意整理や後述する管理手続が利用されることもあるなど、必要に応じて、自由な手続の組み合わせで事業の再建が行われているのが、イギリスの特徴といえる。

(b) 会社整理手続の流れとその特徴

会社整理手続は、会社法に規定されるようになってから 1 世紀を超える歴史を有する手続であるが、一時期の停滞期を経て、最近では経営不振に陥った企業（とくに大企業）の事業再建手続として注目を集めている⁽⁴⁴⁾。その人気はヨーロッパ各国の企業にも及び、イギリス以外に本店があった国際企業がわざわざロンドンに本店を移すなどして、会社整理による再建を図るという事件が著名なものだけでも十指に余るようであり、これは、フォーラムショッピングとか「倒産法の競争」とか言われて、話題になったところである。そして、この人気ないし競争力の理由はこの手続の柔軟性にあるということは、しばしば語られるところである。

本報告の視点から、イギリスの会社整理をみると、そこでは、裁判所外の交渉が中心であって、債権者から異議が述べられない限り、裁判所の関与は、組分け・債権者集会招集の許可の手続と認可手続に関して、ピンポイントで入ってくる。わが国の感覚では、私的整理と法的整理を手続として区別するところから出発するが、イギリスでは、裁判所が管理型で関与して進行する再建手続は、管理手続（administration）——そ

(43) 和田＝松本・前掲注 40) 1461 頁参照。

(44) 中島・前掲注 41) 959 頁参照。

のうち裁判所の命令で開始するもの——を除いては存在しない。その他の法的手続においては、手続は、専門家主導での関係者の自主的交渉によって進行するから、筆者の個人的な経験でも、イギリスの実務家に私的整理から法的整理への移行という話をしても、少なくとも会社整理との関連では、その意味を理解してもらえないことが多い。このように、イギリスの(管理型手続を除く)簡易企業再建手続は、根本的なところでわが国とは発想を異にしていると考えたほうがよさそうである。イメージとしては、関係者間の交渉の重要段階で、裁判所による合法性の確認手続が適宜組み込まれた手続ということができようか。しかし、あえて私的整理と法的整理の関係を広く捉えると、両者の組み合わせの一つの形であることはたしかであり、実務的にもヨーロッパ中の経営不振企業の利用をひきつけている以上、とくに裁判所の最低限の関与のあり方を探るときに、参考になる部分があるものと思われる。

(4) フランス

本稿から見たフランスの現行事業再生法制の特色は、「特別管理者による手続 (mandat ad hoc)」や調停手続 (conciliation) など、裁判所のごく限定的な関与の下で関係者が再建計画案について交渉を行う手続と、「再生手続 (sauvegarde)」、「迅速再生手続 (sauvegarde accélérée)」および「迅速金融再生手続 (sauvegarde financière accélérée)」などそれ自体簡略化された再建手続との連動が強調されている点である⁽⁴⁵⁾。また、フランス倒産法制の大きな特色として、——最近の法改正では債権者委員会の権限強化などの措置も取られているが——事業の継続を通じた従業員の利益の保護が、依然として最重要の手続遂行目的として設定されている点は注意が必要である⁽⁴⁶⁾。さらに、倒産手続について管轄権を持つ

(45) 本稿では、債務者が既に倒産状態になった状態で利用する「更生手続 (Redressement Judiciaire)」や「清算手続 (Liquidation Judiciaire)」は検討対象としない。また、制度の内容については、引用した邦語文献による。

(46) 高井伸太郎=黒田裕「フランスにおけるワークアウトの実情」国際商事法務 43巻12号 (2015年) 1822頁、山本和彦「私的整理と多数決」NBL1022号 (2014年) 20頁以

は、商事裁判所（裁判官は、法律専門家ではなく、実業家である）であり、事業再生のプロセスを管理・調整するのは、弁護士の資格取得後一定の経験や特別の試験に合格して裁判所のリストに登録された「倒産実務家」のうち、「司法管財人（administrateur judiciaire）」と呼ばれる者である⁽⁴⁷⁾。

法的倒産手続とされる手続のうち、再生手続は2005年改正法で創設された再建手続であり、すべての債権者が対象債権者となる本来的な再建手続と位置づけられる。これに対して、「迅速金融再生手続」は、2010年の法改正で、従前の再生手続の特則として、裁判所での調停手続の前置を条件として、金融債権者だけ（事件によっては社債権者も）を対象として、反対債権者を多数説で拘束し、迅速な企業再生を意図するものである（「金融機関」の再生ではない）。通常の再生手続の①すべての債権者を対象とする点、および②債権届出手続等が必要で、一定の手続時間を要する点などが簡略化の対象とされた。迅速金融再生手続の特徴は、①債務者は、大企業に限られること（法律上の要件は、従業員150人または売上高2000万ユーロ（30億円）以上。最近の改正で純資産要件が緩和され、対象が拡大された）、②支払停止は要件となっていないこと、③調停手続での参加者は改めて債権を届け出る必要がないこと（実際上は債務者の提出する債権者リストで届出が擬制されるとされる）、④決議は、金融債権者委員会（と社債権者集会）という限定された「組」に分けて行われる（可決には、各債権者の組の債権額の3分の2以上の賛成が必要）ことなどが注目される点である。

そしてさらに、2014年の改正により、金融債権者以外の債権者にも対象を拡張した手続が取り入れられた。これが、「迅速再生手続」であ

下、参照。なお、フランスでは、“out-of-court workout”という、いわゆる純粋な私的整理ではなく、調停手続などによる手続をさすと意識されている点については、高井＝黒田・前掲論文1821頁参照。

(47) 高井＝黒田・前掲注46) 1822-1823頁参照。

り、「迅速金融再生手続」と同様、調停手続の先行を前提に、対象債権者を他の主要取引債権者（全取引債権額の3%を超える額の債権を有する者）に広げて、調停手続と連動した簡易化された再生手続を取り入れるものである⁽⁴⁸⁾。

3 小括

以上、欧米に限定し、また概要の紹介にとどまるが、事業再建過程における関係者の自主的な交渉と強制力を持った法的手続が主要国においてどのように構成されているかを簡単に見てきた。各国においては、裁判所の緩やかな関与がある場合を含む関係人間の自主的な交渉プロセスと強制力をともなう法的手続とを多様な形で組み合わせ、または合体させたさまざまな企業再建制度が存在することがわかる。

すでに述べたように、わが国では準則型私的整理の強化という形で私的整理を法的整理に近づけ、連続性を確保する形で発展してきたのであるが、そのような発展の到達点としての事業再生ADRの存在意義を前提としつつも、長期的に私的整理と法的手続の融合を図るにはどのような制度の整備を目標に掲げるべきであろうか。上記の外国の制度を参考にしながら、以下に試論を述べることにしたい。

四 私的整理と法的整理の「統合」に向けて

(48) 2014年改正法の概要については、杉本和士「企業倒産法制の改正」日仏法学28号(2015年)225頁以下参照。「迅速金融再生手続」および「迅速再生手続」は、その導入以来、それほど利用されているわけではないようであるが（前者の手続は、2014年時点で8件）、これらの手続が存在することにより、調停手続において再建のための合意が促される効果があるとされているとのことである（高井＝黒田・前掲注46）1829頁参照）。

1 私的整理と法的整理の関係についての3つの基本的視点

私的整理と法的整理の関係を考える際の基本的視点としては、次の3つの点が指摘できるように思われる。

(1) 手続の連続性の強化

私的整理と法的整理の連続性の強化とは、これまでも言及したように、一方で、事業再生ADRのような充実した準則型私的整理による事業再生の実現を追求しながら、少数強硬反対債権者がいるときには、法的整理（民事再生、会社更生を念頭に置いて考える）への移行を円滑に行うことにより、両者の連続性を確保していこうという考え方を指す。検討会報告書の提案のうち、「事業再生ADRと法的整理手続の連動」を目的とするBタイプの手続モデルの提案は、上記の考え方を基礎にするものと言えよう。ただし、この連続性の考え方は、私的整理と法的整理は、基本的には手続として別種であるという考え方に立つから、すでに述べたように、私的整理の成果を直接法的整理で認めるまでには至っていない。また、純粋私的整理はもちろん、事業再生ADRの先行を前提に考えても、現状では、少なくとも制度上法的整理移行後の手続の簡略化等は想定されていないのが現状であるから、私的整理の成果が無駄になる事態は避けられない。

比較法的な視点から言うと、アメリカにおける本来型プレパッケージ型再建手続も、申立前の再生計画案の受諾決議に至る手続と手続開始後の手続が連続しているという点で、連続性に着目した制度設計であるようにもみえる。しかし、すでにみたように、受諾の勧誘が倒産法が規律するルールの下で行われるなど、異質の手続の連続性という説明では表現しきれない部分があるようにも思われる。また、フランス法には、主として当事者同士の交渉による手続を先行させ、反対債権者がいるときには法的整理に当たる手続を連動させる制度が存在している（ただし、

わが国における事業再生ADRから法的整理への移行の場合と異なり、当初の手続である調停手続等においても、裁判所が緩やかに関与する)。もっとも、前述のように、フランスにおいて、全手続を通じて対象債権者を限定し、それらの債権者に限って権利実行の停止や多数決による権利変更の効果を認める制度が設けられたのは、債権者の権利よりも事業の継続や従業員の利益を優先するフランス倒産法独特の考え方が強く反映しているとみられ⁽⁴⁹⁾、わが国の連続性の仕組みにそのまま持ち込むことは難しい点に留意する必要がある。

(2) 手続の相互乗り入れ

「相互乗り入れ」という表現は、多義的に使われるが、ここでは、たとえば、私的整理継続中に否認対象行為が見つかったら法的整理に適用される否認権を利用して解決し、その後適正な私的整理が見込まれる状況になれば、法的整理を中止または廃止して私的整理による処理を復活させる、という形で両手続の利点の融通を図る考え方と理解しておきたい。このような考え方を明確に示されたのは、故宮川知法教授であったが⁽⁵⁰⁾、少なくとも当時(20年ほど前)は、私的整理への信頼がそれほどなかったし、各法的整理は自己完結的な独立の手続であるから、たとえば否認権だけを取り出して私的整理との組み合わせで利用できるという考え方には、反対が強かったように思う。ただ、専門家がルールに則って関与する事業再生ADRなどにより私的整理の信頼性が格段に高まった現在では、別の見方も可能であろう。経験を積んだ信頼できる倒産手続の専門家の関与によって、手続の公正さや債権者の地位の保護(清算価値の保障や債権者の実質的平等など)への信頼性が増し、(準則型)私的整理と法的整理との理念の共通化が進むと、私的交渉を基盤としつつ重要な手続段階だけ裁判所の関与(助力)を得るという手続の可能性も出てくるように思われる。とはいえ、いくら準則型私的整理と法的整理

(49) 注46)とそれに対応する本文参照。

(50) 宮川知法『債務者更生法構想・総論』(信山社、1994年)371頁参照。

の近似性が強まっても、私的整理ベースの手続において法的手続の各種制度の便宜的な利用を認めることには限界があることは否定できず、手続の組み合わせ方法の適切性が厳しく問われることになる。

(3) 私的整理と法的整理の統合

この「統合」というのは、私的整理と法的整理を別個のものとしてその連続性を維持したり、二つの分野を行ったり来たりするという考え方を超えて、いわば両手続類型の利点を統合・一体化した新たな手続を構想する考え方を指す。基本的には手続内部で性格を異にする手続間の連携ないし連続性は問題にならず、いわば自己完結型の手続であり、準則型私的整理において蓄積された合理的な再建プロセスと、簡略化されたフル規格法的整理を合体させて、新しい形の緩やかな法的手続（以下「統合手続」という）、を構築するイメージである。

アメリカの本来型プレパッケージ型再建やフランスの迅速再生手続等は、前述のように、連続性を意識した手続であるともいえるのであるが、「統合手続」的な性格も否定することはできないように思われる。すなわち、前者についていうと、申立前の受諾の勧誘等は確かに申立前・裁判外の手続であるが、すでにふれたように情報開示ルールなど倒産法の規律に則って行われるという意味では、手続開始前の手続と一体となった法的手続の一部であるともいえる。そのように解して初めて申立前の決議の効果が直接 11 章手続で効果を持つという仕組みが正当化されよう。他方、フランスの「迅速（金融）再生手続」は、たしかに私的整理にあたる手続（調停手続等）が失敗したときの受け皿として法的手続が位置付けられている面があるが、法律上調停手続の前置が要求され、また、その調停手続自体において既に裁判所の緩やかな関与が存在するという意味において、迅速再生手続等と一体となった法的手続であるという面があることも否定できない。さらに、ドイツの「保護傘手続」は、開始前手続という準法的な手続における再建計画案策定のみを対象にしている点で限界があるが、その限度で私的交渉を特別な法的手

続の中に「統合」する手続であると捉えることも可能である。最後に、イギリスの会社整理（および会社任意整理）の場合には、もともと私的整理と法的整理の区別自体ナンセンスに感じられるくらい、上記の相互乗り入れ論に近い独特の手続が形成されているものであり、特殊な組み合わせによる「統合手続」に属すると言ってよいかもしれない。

(4) まとめ

繰り返し述べるように、わが国では、私的整理の準則化という形で実務の展開があり、その到達点である事業再生ADRを前提として、それが失敗した場合に法的手続との連続性を確保する必要性が強調された。このような方向でのさらなる手続運用の改善・制度的改革作業に意義があることはたしかであろう。しかし、準則型私的整理の到達点というべき事業再生ADRにも、相当な手続費用がかかり、中小企業の再生に適さないことなど問題が全くないわけではない⁽⁵¹⁾。

法的再建手続というと、勢い民事再生・会社更生手続などの法的整理が想起され、敬遠される場合が多かったが、前述のように欧米諸国には本稿でいうところの「統合手続」としての性格を少なくとも一部は持った多様な手続が存在し、欧州委員会による最近のEU指令案にみられるように、今後も、早期・予防的・簡略化・経済合理性などをキーワードとする新たな制度的枠組みへの模索がグローバルな市場経済社会における大きな流れになることが予想される。そうすると、わが国でも、広い意味での法的手続のあり方を抜本的に見直した上で、私的整理の利点を取り入れた法的「統合手続」を考えることが望ましいのではないだろうか⁽⁵²⁾。このように考えていくなれば、事業再生ADRとの連続性を確保

(51) 松下=中井・前掲注3) 78頁〔中井発言〕参照。

(52) そのような試みの一例として、合意の見込みがある中小企業の再生案件について、特定調停手続を使って再生計画策定の促進を図ろうという提案（これにより債務免除に伴う税務処理等を可能にする）が、日弁連による「金融円滑化法終了への対応策としての特定調停スキーム利用の手引き」（2013年に制定後、改訂。<http://www.nichibenren.or.jp/news/year/2014/141226.html>）によって実行に移されているところである。

するための手続とは別に、法的手続を基盤に準則型私的整理の利点を取り入れて新たな「統合手続」を構想するという発想が出てくるように思われる。

2 「統合手続」の具体化の方向

以上のような視点から、私的整理と法的整理の「統合手続」の具体的なイメージを考える場合、どのような手続を構想すべきであろうか。現段階での荒っぽい試論ではあるが、以下に提示して、議論の材料を提供できればと考える。

(1) 事業の毀損を最小限に抑える簡略化された「統合手続」

①簡略化の必要性

「統合手続」については、まず、本来の法的整理がどこまで簡易化・柔軟化できるか、法的手続としての不可欠の要素とは何か、裁判所が関与する手続＝事業価値棄損というイメージを新しい手続によって変えられるか、などが主要な検討対象となろう。

簡易再生は民事再生手続を簡略化する趣旨で作られたが、實際上十分な利用実績を上げてこなかった。その理由は、結局のところ、債権調査・確定手続を省略するというだけでは簡略化の方法・程度が不十分で（通常再生の迅速・柔軟な運用でカバーできる範囲であり）、制度利用のメリットがそれほど感じられなかったからであろう⁽⁵³⁾。今回、検討会報告書によって、事業再生ADRとの連続性という観点から、運用・制度改革の両面から光が当てられた、ということだろうと思う。検討会報告書は、簡易再生を事業再生ADRの受け皿として、運用または立法の面から見直す案（B-①〔簡易再生運用改善モデル〕またはB-②型〔迅速事業再生手続モデル〕）を提示している。これらは、事業再生ADRとの連動

(53) オ口千晴=伊藤眞『新注積民事再生法〔第2版〕(下)』〔2010年、金融財政事情研究会〕337頁参照。同書338頁によれば、平成12年～22年（22年は3月まで）の簡易再生の決定件数は51件にとどまる。

を前提とした再建手続改善策として意義がある。これに対して、A-②型(裁判所による認可型モデル)は当初から事業再生ADRでの完結を目指すこともできる手続モデルであり、さらにCタイプは「事業再生ADRとそれに連動する受け皿手続を一体化した新たな法的手続」、すなわち法的手続として新たな手続を創設する案である。検討会報告書は、事業再生ADRを前提としないまったく新たな新制度を創設する積極的理由は見出しがたいとして、Cタイプ手続を検討対象から外しているが⁽⁵⁴⁾、事業再生ADRを前提としない、中小企業の再生も視野に入れた長期的な立法課題としての意味を否定するものではあるまい。

②手続の簡略化と憲法問題

法的手続の簡略化に際しては、反対債権者の財産権の保障(憲法29条)が越えなければならない高いハードルである。この点につき、検討会報告書は最大決昭和45・12・16民集24巻13号2099頁(更生計画による権利変更)の採用する違憲審査基準を上げて吟味している。すなわち、上記決定が「裁判所の監督の下に、法定の厳格な手続に従って行われる」と述べる点につき、この基準を最も厳格にとらえるならば、そこにいう手続は、(i)開始原因(一定の財務破綻)の認定、(ii)資産負債の調査、(iii)計画案の決議、(iv)計画の認可、という手続の開始から計画の認可に至るまでの一連の手続段階をすべて含むものと理解される。このような考え方に立つと、手続の簡略化の範囲は極めて限定されたものとなる。反対にもっとも寛大にとらえるならば、(iv)計画の認可(とりわけ清算価値保障原則の審査)の手続のみと理解される、とされる。ただ、この考え方で、認可手続だけを個別に取り込めばよいということではなく、自ずと計画認可の前提となる具体的手続段階の要否や計画内容が問われることになる。

そこで、具体的にどの手続を省略ないし簡略化できるかという点につ

(54) 検討会報告書11頁。

いて考えてみると、次のような諸点が検討対象となるのではなかろうか。

まず、①現在の法的整理で行われるような手続開始決定（開始原因としての財務破綻の認定）は、おそらく不要であり、裁判所の関与はそれが不可欠となった時点で開始すべきである。関係者の自主的な交渉は、対象債権者（グループ）の決定と再建計画案の策定に向けたものとなろうが、この過程に裁判所の関与は不可欠ではないから、それらの事項に関して大体の合意が形成された時点での集会開催・決議の承認要求（アメリカのプレパッケージ型再建手続のように、決議段階まで申立前に行う手続構想もあり得ようが、これでは認可決定手続だけが重くなりすぎ、認可の予測可能性も減じて妥当ではないと考える）が裁判所への最初の申立てとなろうか。裁判所が再建手続、計画案の内容のほか、対象債権者選定の妥当性について暫定的審査を行うが、利害関係人の異議が無ければ審理を省略するなどの手続簡略化の措置が取られるべきであろう。②一部債権者の権利実行が実際に開始され、またはそれが予想されるときは、裁判所が独自の裁判でかかる権利実行行為の禁止・中止措置（期間を限った自動的・包括的権利実行禁止・停止が望ましい）をとる可能性が認められるべきであろう（裁判の公告等も必要になろうが、一部債権者の権利実行が現実化した時点では、債務者の破綻状況は事実上公のものになろうから、それにより密行性を侵害することにはならないのではなかろうか）。③事業再生ADRは必ずしも前提としないので、手続の合理性を確保するため、最初の自主的交渉の段階からの専門家（後述のように、長期的には資格制度の整備が検討されるべきであろう）の関与は不可欠であり、その行動基準は法的手続とその基礎を共有するものでなければならない。④債権届出は、申立て前の自主的交渉場面ですでに提出された書類に基づく「みなし届出」により、また、決議（裁判所の関与の下で行う必要はない）は「同意擬制」により簡略化できる（検討会報告書の提案参照）。⑤認可要件は、清算価値保障原則順守などの確認が中心になるが、法規定上は

再生法 174 条 2 項と類似の規程内容となろうか（ここでも、異議がない場合には認可というシステムの導入可能性を考えてよいかもしれない）。再建計画の履行の監督は制度的には不要であり、計画の条項に委ねればよいと考える。④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㏀ ㏁ ㏂ ㏃ ㏄ ㏅ ㏆ ㏇ ㏈ ㏉ ㏊ ㏋ ㏌ ㏍ ㏎ ㏏ ㏐ ㏑ ㏒ ㏓ ㏔ ㏕ ㏖ ㏗ ㏘ ㏙ ㏚ ㏛ ㏜ ㏝ ㏞ ㏟ ㏠ ㏡ ㏢ ㏣ ㏤ ㏥ ㏦ ㏧ ㏨ ㏩ ㏪ ㏫ ㏬ ㏭ ㏮ ㏯ ㏰ ㏱ ㏲ ㏳ ㏴ ㏵ ㏶ ㏷ ㏸ ㏹ ㏺ ㏻ ㏼ ㏽ ㏾ ㏿ 㐀 㐁 㐂 㐃 㐄 㐅 㐆 㐇 㐈 㐉 㐊 㐋 㐌 㐍 㐎 㐏 㐐 㐑 㐒 㐓 㐔 㐕 㐖 㐗 㐘 㐙 㐚 㐛 㐜 㐝 㐞 㐟 㐠 㐡 㐢 㐣 㐤 㐥 㐦 㐧 㐨 㐩 㐪 㐫 㐬 㐭 㐮 㐯 㐰 㐱 㐲 㐳 㐴 㐵 㐶 㐷 㐸 㐹 㐺 㐻 㐼 㐽 㐾 㐿 㑀 㑁 㑂 㑃 㑄 㑅 㑆 㑇 㑈 㑉 㑊 㑋 㑌 㑍 㑎 㑏 㑐 㑑 㑒 㑓 㑔 㑕 㑖 㑗 㑘 㑙 㑚 㑛 㑜 㑝 㑞 㑟 㑠 㑡 㑢 㑣 㑤 㑥 㑦 㑧 㑨 㑩 㑪 㑫 㑬 㑭 㑮 㑯 㑰 㑱 㑲 㑳 㑴 㑵 㑶 㑷 㑸 㑹 㑺 㑻 㑼 㑽 㑾 㑿 㒀 㒁 㒂 㒃 㒄 㒅 㒆 㒇 㒈 㒉 㒊 㒋 㒌 㒍 㒎 㒏 㒐 㒑 㒒 㒓 㒔 㒕 㒖 㒗 㒘 㒙 㒚 㒛 㒜 㒝 㒞 㒟 㒠 㒡 㒢 㒣 㒤 㒥 㒦 㒧 㒨 㒩 㒪 㒫 㒬 㒭 㒮 㒯 㒰 㒱 㒲 㒳 㒴 㒵 㒶 㒷 㒸 㒹 㒺 㒻 㒼 㒽 㒾 㒿 㓀 㓁 㓂 㓃 㓄 㓅 㓆 㓇 㓈 㓉 㓊 㓋 㓌 㓍 㓎 㓏 㓐 㓑 㓒 㓓 㓔 㓕 㓖 㓗 㓘 㓙 㓚 㓛 㓜 㓝 㓞 㓟 㓠 㓡 㓢 㓣 㓤 㓥 㓦 㓧 㓨 㓩 㓪 㓫 㓬 㓭 㓮 㓯 㓰 㓱 㓲 㓳 㓴 㓵 㓶 㓷 㓸 㓹 㓺 㓻 㓼 㓽 㓾 㓿 㔀 㔁 㔂 㔃 㔄 㔅 㔆 㔇 㔈 㔉 㔊 㔋 㔌 㔍 㔎 㔏 㔐 㔑 㔒 㔓 㔔 㔕 㔖 㔗 㔘 㔙 㔚 㔛 㔜 㔝 㔞 㔟 㔠 㔡 㔢 㔣 㔤 㔥 㔦 㔧 㔨 㔩 㔪 㔫 㔬 㔭 㔮 㔯 㔰 㔱 㔲 㔳 㔴 㔵 㔶 㔷 㔸 㔹 㔺 㔻 㔼 㔽 㔾 㔿 㕀 㕁 㕂 㕃 㕄 㕅 㕆 㕇 㕈 㕉 㕊 㕋 㕌 㕍 㕎 㕏 㕐 㕑 㕒 㕓 㕔 㕕 㕖 㕗 㕘 㕙 㕚 㕛 㕜 㕝 㕞 㕟 㕠 㕡 㕢 㕣 㕤 㕥 㕦 㕧 㕨 㕩 㕪 㕫 㕬 㕭 㕮 㕯 㕰 㕱 㕲 㕳 㕴 㕵 㕶 㕷 㕸 㕹 㕺 㕻 㕼 㕽 㕾 㕿 㖀 㖁 㖂 㖃 㖄 㖅 㖆 㖇 㖈 㖉 㖊 㖋 㖌 㖍 㖎 㖏 㖐 㖑 㖒 㖓 㖔 㖕 㖖 㖗 㖘 㖙 㖚 㖛 㖜 㖝 㖞 㖟 㖠 㖡 㖢 㖣 㖤 㖥 㖦 㖧 㖨 㖩 㖪 㖫 㖬 㖭 㖮 㖯 㖰 㖱 㖲 㖳 㖴 㖵 㖶 㖷 㖸 㖹 㖺 㖻 㖼 㖽 㖾 㖿 㗀 㗁 㗂 㗃 㗄 㗅 㗆 㗇 㗈 㗉 㗊 㗋 㗌 㗍 㗎 㗏 㗐 㗑 㗒 㗓 㗔 㗕 㗖 㗗 㗘 㗙 㗚 㗛 㗜 㗝 㗞 㗟 㗠 㗡 㗢 㗣 㗤 㗥 㗦 㗧 㗨 㗩 㗪 㗫 㗬 㗭 㗮 㗯 㗰 㗱 㗲 㗳 㗴 㗵 㗶 㗷 㗸 㗹 㗺 㗻 㗼 㗽 㗾 㗿 㘀 㘁 㘂 㘃 㘄 㘅 㘆 㘇 㘈 㘉 㘊 㘋 㘌 㘍 㘎 㘏 㘐 㘑 㘒 㘓 㘔 㘕 㘖 㘗 㘘 㘙 㘚 㘛 㘜 㘝 㘞 㘟 㘠 㘡 㘢 㘣 㘤 㘥 㘦 㘧 㘨 㘩 㘪 㘫 㘬 㘭 㘮 㘯 㘰 㘱 㘲 㘳 㘴 㘵 㘶 㘷 㘸 㘹 㘺 㘻 㘼 㘽 㘾 㘿 㙀 㙁 㙂 㙃 㙄 㙅 㙆 㙇 㙈 㙉 㙊 㙋 㙌 㙍 㙎 㙏 㙐 㙑 㙒 㙓 㙔 㙕 㙖 㙗 㙘 㙙 㙚 㙛 㙜 㙝 㙞 㙟 㙠 㙡 㙢 㙣 㙤 㙥 㙦 㙧 㙨 㙩 㙪 㙫 㙬 㙭 㙮 㙯 㙰 㙱 㙲 㙳 㙴 㙵 㙶 㙷 㙸 㙹 㙺 㙻 㙼 㙽 㙾 㙿 㚀 㚁 㚂 㚃 㚄 㚅 㚆 㚇 㚈 㚉 㚊 㚋 㚌 㚍 㚎 㚏 㚐 㚑 㚒 㚓 㚔 㚕 㚖 㚗 㚘 㚙 㚚 㚛 㚜 㚝 㚞 㚟 㚠 㚡 㚢 㚣 㚤 㚥 㚦 㚧 㚨 㚩 㚪 㚫 㚬 㚭 㚮 㚯 㚰 㚱 㚲 㚳 㚴 㚵 㚶 㚷 㚸 㚹 㚺 㚻 㚼 㚽 㚾 㚿 㜀 㜁 㜂 㜃 㜄 㜅 㜆 㜇 㜈 㜉 㜊 㜋 㜌 㜍 㜎 㜏 㜐 㜑 㜒 㜓 㜔 㜕 㜖 㜗 㜘 㜙 㜚 㜛 㜜 㜝 㜞 㜟 㜠 㜡 㜢 㜣 㜤 㜥 㜦 㜧 㜨 㜩 㜪 㜫 㜬 㜭 㜮 㜯 㜰 㜱 㜲 㜳 㜴 㜵 㜶 㜷 㜸 㜹 㜺 㜻 㜼 㜽 㜾 㜿 㝀 㝁 㝂 㝃 㝄 㝅 㝆 㝇 㝈 㝉 㝊 㝋 㝌 㝍 㝎 㝏 㝐 㝑 㝒 㝓 㝔 㝕 㝖 㝗 㝘 㝙 㝚 㝛 㝜 㝝 㝞 㝟 㝠 㝡 㝢 㝣 㝤 㝥 㝦 㝧 㝨 㝩 㝪 㝫 㝬 㝭 㝮 㝯 㝰 㝱 㝲 㝳 㝴 㝵 㝶 㝷 㝸 㝹 㝺 㝻 㝼 㝽 㝾 㝿 㞀 㞁 㞂 㞃 㞄 㞅 㞆 㞇 㞈 㞉 㞊 㞋 㞌 㞍 㞎 㞏 㞐 㞑 㞒 㞓 㞔 㞕 㞖 㞗 㞘 㞙 㞚 㞛 㞜 㞝 㞞 㞟 㞠 㞡 㞢 㞣 㞤 㞥 㞦 㞧 㞨 㞩 㞪 㞫 㞬 㞭 㞮 㞯 㞰 㞱 㞲 㞳 㞴 㞵 㞶 㞷 㞸 㞹 㞺 㞻 㞼 㞽 㞾 㞿 㟀 㟁 㟂 㟃 㟄 㟅 㟆 㟇 㟈 㟉 㟊 㟋 㟌 㟍 㟎 㟏 㟐 㟑 㟒 㟓 㟔 㟕 㟖 㟗 㟘 㟙 㟚 㟛 㟜 㟝 㟞 㟟 㟠 㟡 㟢 㟣 㟤 㟥 㟦 㟧 㟨 㟩 㟪 㟫 㟬 㟭 㟮 㟯 㟰 㟱 㟲 㟳 㟴 㟵 㟶 㟷 㟸 㟹 㟺 㟻 㟼 㟽 㟾 㟿 㠀 㠁 㠂 㠃 㠄 㠅 㠆 㠇 㠈 㠉 㠊 㠋 㠌 㠍 㠎 㠏 㠐 㠑 㠒 㠓 㠔 㠕 㠖 㠗 㠘 㠙 㠚 㠛 㠜 㠝 㠞 㠟 㠠 㠡 㠢 㠣 㠤 㠥 㠦 㠧 㠨 㠩 㠪 㠫 㠬 㠭 㠮 㠯 㠰 㠱 㠲 㠳 㠴 㠵 㠶 㠷 㠸 㠹 㠺 㠻 㠼 㠽 㠾 㠿 㡀 㡁 㡂 㡃 㡄 㡅 㡆 㡇 㡈 㡉 㡊 㡋 㡌 㡍 㡎 㡏 㡐 㡑 㡒 㡓 㡔 㡕 㡖 㡗 㡘 㡙 㡚 㡛 㡜 㡝 㡞 㡟 㡠 㡡 㡢 㡣 㡤 㡥 㡦 㡧 㡨 㡩 㡪 㡫 㡬 㡭 㡮 㡯 㡰 㡱 㡲 㡳 㡴 㡵 㡶 㡷 㡸 㡹 㡺 㡻 㡼 㡽 㡾 㡿 㢀 㢁 㢂 㢃 㢄 㢅 㢆 㢇 㢈 㢉 㢊 㢋 㢌 㢍 㢎 㢏 㢐 㢑 㢒 㢓 㢔 㢕 㢖 㢗 㢘 㢙 㢚 㢛 㢜 㢝 㢞 㢟 㢠 㢡 㢢 㢣 㢤 㢥 㢦 㢧 㢨 㢩 㢪 㢫 㢬 㢭 㢮 㢯 㢰 㢱 㢲 㢳 㢴 㢵 㢶 㢷 㢸 㢹 㢺 㢻 㢼 㢽 㢾 㢿 㣀 㣁 㣂 㣃 㣄 㣅 㣆 㣇 㣈 㣉 㣊 㣋 㣌 㣍 㣎 㣏 㣐 㣑 㣒 㣓 㣔 㣕 㣖 㣗 㣘 㣙 㣚 㣛 㣜 㣝 㣞 㣟 㣠 㣡 㣢 㣣 㣤 㣥 㣦 㣧 㣨 㣩 㣪 㣫 㣬 㣭 㣮 㣯 㣰 㣱 㣲 㣳 㣴 㣵 㣶 㣷 㣸 㣹 㣺 㣻 㣼 㣽 㣾 㣿 㤀 㤁 㤂 㤃 㤄 㤅 㤆 㤇 㤈 㤉 㤊 㤋 㤌 㤍 㤎 㤏 㤐 㤑 㤒 㤓 㤔 㤕 㤖 㤗 㤘 㤙 㤚 㤛 㤜 㤝 㤞 㤟 㤠 㤡 㤢 㤣 㤤 㤥 㤦 㤧 㤨 㤩 㤪 㤫 㤬 㤭 㤮 㤯 㤰 㤱 㤲 㤳 㤴 㤵 㤶 㤷 㤸 㤹 㤺 㤻 㤼 㤽 㤾 㤿 㥀 㥁 㥂 㥃 㥄 㥅 㥆 㥇 㥈 㥉 㥊 㥋 㥌 㥍 㥎 㥏 㥐 㥑 㥒 㥓 㥔 㥕 㥖 㥗 㥘 㥙 㥚 㥛 㥜 㥝 㥞 㥟 㥠 㥡 㥢 㥣 㥤 㥥 㥦 㥧 㥨 㥩 㥪 㥫 㥬 㥭 㥮 㥯 㥰 㥱 㥲 㥳 㥴 㥵 㥶 㥷 㥸 㥹 㥺 㥻 㥼 㥽 㥾 㥿 㦀 㦁 㦂 㦃 㦄 㦅 㦆 㦇 㦈 㦉 㦊 㦋 㦌 㦍 㦎 㦏 㦐 㦑 㦒 㦓 㦔 㦕 㦖 㦗 㦘 㦙 㦚 㦛 㦜 㦝 㦞 㦟 㦠 㦡 㦢 㦣 㦤 㦥 㦦 㦧 㦨 㦩 㦪 㦫 㦬 㦭 㦮 㦯 㦰 㦱 㦲 㦳 㦴 㦵 㦶 㦷 㦸 㦹 㦺 㦻 㦼 㦽 㦾 㦿 㧀 㧁 㧂 㧃 㧄 㧅 㧆 㧇 㧈 㧉 㧊 㧋 㧌 㧍 㧎 㧏 㧐 㧑 㧒 㧓 㧔 㧕 㧖 㧗 㧘 㧙 㧚 㧛 㧜 㧝 㧞 㧟 㧠 㧡 㧢 㧣 㧤 㧥 㧦 㧧 㧨 㧩 㧪 㧫 㧬 㧭 㧮 㧯 㧰 㧱 㧲 㧳 㧴 㧵 㧶 㧷 㧸 㧹 㧺 㧻 㧼 㧽 㧾 㧿 㨀 㨁 㨂 㨃 㨄 㨅 㨆 㨇 㨈 㨉 㨊 㨋 㨌 㨍 㨎 㨏 㨐 㨑 㨒 㨓 㨔 㨕 㨖 㨗 㨘 㨙 㨚 㨛 㨜 㨝 㨞 㨟 㨠 㨡 㨢 㨣 㨤 㨥 㨦 㨧 㨨 㨩 㨪 㨫 㨬 㨭 㨮 㨯 㨰 㨱 㨲 㨳 㨴 㨵 㨶 㨷 㨸 㨹 㨺 㨻 㨼 㨽 㨾 㨿 㩀 㩁 㩂 㩃 㩄 㩅 㩆 㩇 㩈 㩉 㩊 㩋 㩌 㩍 㩎 㩏 㩐 㩑 㩒 㩓 㩔 㩕 㩖 㩗 㩘 㩙 㩚 㩛 㩜 㩝 㩞 㩟 㩠 㩡 㩢 㩣 㩤 㩥 㩦 㩧 㩨 㩩 㩪 㩫 㩬 㩭 㩮 㩯 㩰 㩱 㩲 㩳 㩴 㩵 㩶 㩷 㩸 㩹 㩺 㩻 㩼 㩽 㩾 㩿 㪀 㪁 㪂 㪃 㪄 㪅 㪆 㪇 㪈 㪉 㪊 㪋 㪌 㪍 㪎 㪏 㪐 㪑 㪒 㪓 㪔 㪕 㪖 㪗 㪘 㪙 㪚 㪛 㪜 㪝 㪞 㪟 㪠 㪡 㪢 㪣 㪤 㪥 㪦 㪧 㪨 㪩 㪪 㪫 㪬 㪭 㪮 㪯 㪰 㪱 㪲 㪳 㪴 㪵 㪶 㪷 㪸 㪹 㪺 㪻 㪼 㪽 㪾 㪿 㫀 㫁 㫂 㫃 㫄 㫅 㫆 㫇 㫈 㫉 㫊 㫋 㫌 㫍 㫎 㫏 㫐 㫑 㫒 㫓 㫔 㫕 㫖 㫗 㫘 㫙 㫚 㫛 㫜 㫝 㫞 㫟 㫠 㫡 㫢 㫣 㫤 㫥 㫦 㫧 㫨 㫩 㫪 㫫 㫬 㫭 㫮 㫯 㫰 㫱 㫲 㫳 㫴 㫵 㫶 㫷 㫸 㫹 㫺 㫻 㫼 㫽 㫾 㫿 㬀 㬁 㬂 㬃 㬄 㬅 㬆 㬇 㬈 㬉 㬊 㬋 㬌 㬍 㬎 㬏 㬐 㬑 㬒 㬓 㬔 㬕 㬖 㬗 㬘 㬙 㬚 㬛 㬜 㬝 㬞 㬟 㬠 㬡 㬢 㬣 㬤 㬥 㬦 㬧 㬨 㬩 㬪 㬫 㬬 㬭 㬮 㬯 㬰 㬱 㬲 㬳 㬴 㬵 㬶 㬷 㬸 㬹 㬺 㬻 㬼 㬽 㬾 㬿 㭀 㭁 㭂 㭃 㭄 㭅 㭆 㭇 㭈 㭉 㭊 㭋 㭌 㭍 㭎 㭏 㭐 㭑 㭒 㭓 㭔 㭕 㭖 㭗 㭘 㭙 㭚 㭛 㭜 㭝 㭞 㭟 㭠 㭡 㭢 㭣 㭤 㭥 㭦 㭧 㭨 㭩 㭪 㭫 㭬 㭭 㭮 㭯 㭰 㭱 㭲 㭳 㭴 㭵 㭶 㭷 㭸 㭹 㭺 㭻 㭼 㭽 㭾 㭿 㮀 㮁 㮂 㮃 㮄 㮅 㮆 㮇 㮈 㮉 㮊 㮋 㮌 㮍 㮎 㮏 㮐 㮑 㮒 㮓 㮔 㮕 㮖 㮗 㮘 㮙 㮚 㮛 㮜 㮝 㮞 㮟 㮠 㮡 㮢 㮣 㮤 㮥 㮦 㮧 㮨 㮩 㮪 㮫 㮬 㮭 㮮 㮯 㮰 㮱 㮲 㮳 㮴 㮵 㮶 㮷 㮸 㮹 㮺 㮻 㮼 㮽 㮾 㮿 㯀 㯁 㯂 㯃 㯄 㯅 㯆 㯇 㯈 㯉 㯊 㯋 㯌 㯍 㯎 㯏 㯐 㯑 㯒 㯓 㯔 㯕 㯖 㯗 㯘 㯙 㯚 㯛 㯜 㯝 㯞 㯟 㯠 㯡 㯢 㯣 㯤 㯥 㯦 㯧 㯨 㯩 㯪 㯫 㯬 㯭 㯮 㯯 㯰 㯱 㯲 㯳 㯴 㯵 㯶 㯷 㯸 㯹 㯺 㯻 㯼 㯽 㯾 㯿 㰀 㰁 㰂 㰃 㰄 㰅 㰆 㰇 㰈 㰉 㰊 㰋 㰌 㰍 㰎 㰏 㰐 㰑 㰒 㰓 㰔 㰕 㰖 㰗 㰘 㰙 㰚 㰛 㰜 㰝 㰞 㰟 㰠 㰡 㰢 㰣 㰤 㰥 㰦 㰧 㰨 㰩 㰪 㰫 㰬 㰭 㰮 㰯 㰰 㰱 㰲 㰳 㰴 㰵 㰶 㰷 㰸 㰹 㰺 㰻 㰼 㰽 㰾 㰿 㱀 㱁 㱂 㱃 㱄 㱅 㱆 㱇 㱈 㱉 㱊 㱋 㱌 㱍 㱎 㱏 㱐 㱑 㱒 㱓 㱔 㱕 㱖 㱗 㱘 㱙 㱚 㱛 㱜 㱝 㱞 㱟 㱠 㱡 㱢 㱣 㱤 㱥 㱦 㱧 㱨 㱩 㱪 㱫 㱬 㱭 㱮 㱯 㱰 㱱 㱲 㱳 㱴 㱵 㱶 㱷 㱸 㱹 㱺 㱻 㱼 㱽 㱾 㱿 㲀 㲁 㲂 㲃 㲄 㲅 㲆 㲇 㲈 㲉 㲊 㲋 㲌 㲍 㲎 㲏 㲐 㲑 㲒 㲓 㲔 㲕 㲖 㲗 㲘 㲙 㲚 㲛 㲜 㲝 㲞 㲟 㲠 㲡 㲢 㲣 㲤 㲥 㲦 㲧 㲨 㲩 㲪 㲫 㲬 㲭 㲮 㲯 㲰 㲱 㲲 㲳 㲴 㲵 㲶 㲷 㲸 㲹 㲺 㲻 㲼 㲽 㲾 㲿 㳀 㳁 㳂 㳃 㳄 㳅 㳆 㳇 㳈 㳉 㳊 㳋 㳌 㳍 㳎 㳏 㳐 㳑 㳒 㳓 㳔 㳕 㳖 㳗 㳘 㳙 㳚 㳛 㳜 㳝 㳞 㳟 㳠 㳡 㳢 㳣 㳤 㳥 㳦 㳧 㳨 㳩 㳪 㳫 㳬 㳭 㳮 㳯 㳰 㳱 㳲 㳳 㳴 㳵 㳶 㳷 㳸 㳹 㳺 㳻 㳼 㳽 㳾 㳿 㴀 㴁 㴂 㴃 㴄 㴅 㴆 㴇 㴈 㴉 㴊 㴋 㴌 㴍 㴎 㴏 㴐 㴑 㴒 㴓 㴔 㴕 㴖 㴗 㴘 㴙 㴚 㴛 㴜 㴝 㴞 㴟 㴠 㴡 㴢 㴣 㴤 㴥 㴦 㴧 㴨 㴩 㴪 㴫 㴬 㴭 㴮 㴯 㴰 㴱 㴲 㴳 㴴 㴵 㴶 㴷 㴸 㴹 㴺 㴻 㴼 㴽 㴾 㴿 㵀 㵁 㵂 㵃 㵄 㵅 㵆 㵇 㵈 㵉 㵊 㵋 㵌 㵍 㵎 㵏 㵐 㵑 㵒 㵓 㵔 㵕 㵖 㵗 㵘 㵙 㵚 㵛 㵜 㵝 㵞 㵟 㵠 㵡 㵢 㵣 㵤 㵥 㵦 㵧 㵨 㵩 㵪 㵫 㵬 㵭 㵮 㵯 㵰 㵱 㵲 㵳 㵴 㵵 㵶 㵷 㵸 㵹 㵺 㵻 㵼 㵽 㵾 㵿 㶀 㶁 㶂 㶃 㶄 㶅 㶆 㶇 㶈 㶉 㶊 㶋 㶌 㶍 㶎 㶏 㶐 㶑 㶒 㶓 㶔 㶕 㶖 㶗 㶘 㶙 㶚 㶛 㶜 㶝 㶞 㶟 㶠 㶡 㶢 㶣 㶤 㶥 㶦 㶧 㶨 㶩 㶪 㶫 㶬 㶭 㶮 㶯 㶰 㶱 㶲 㶳 㶴 㶵 㶶 㶷 㶸 㶹 㶺 㶻 㶼 㶽 㶾 㶿 㷀 㷁 㷂 㷃 㷄 㷅 㷆 㷇 㷈 㷉 㷊 㷋 㷌 㷍 㷎 㷏 㷐 㷑 㷒 㷓 㷔 㷕 㷖 㷗 㷘 㷙 㷚 㷛 㷜 㷝 㷞 㷟 㷠 㷡 㷢 㷣 㷤 㷥 㷦 㷧 㷨 㷩 㷪 㷫 㷬 㷭 㷮 㷯 㷰 㷱 㷲 㷳 㷴 㷵 㷶 㷷 㷸 㷹 㷺 㷻 㷼 㷽 㷾 㷿 㸀 㸁 㸂 㸃 㸄 㸅 㸆 㸇 㸈 㸉 㸊 㸋 㸌 㸍 㸎 㸏 㸐 㸑 㸒 㸓 㸔 㸕 㸖 㸗 㸘 㸙 㸚 㸛 㸜 㸝 㸞 㸟 㸠 㸡 㸢 㸣 㸤 㸥 㸦 㸧 㸨 㸩 㸪 㸫 㸬 㸭 㸮 㸯 㸰 㸱 㸲 㸳 㸴 㸵 㸶 㸷 㸸 㸹 㸺 㸻 㸼 㸽 㸾 㸿 㹀 㹁 㹂 㹃 㹄 㹅 㹆 㹇 㹈 㹉 㹊 㹋 㹌 㹍 㹎 㹏 㹐 㹑 㹒 㹓 㹔 㹕 㹖 㹗 㹘 㹙 㹚 㹛 㹜 㹝 㹞 㹟 㹠 㹡 㹢 㹣 㹤 㹥 㹦 㹧 㹨 㹩 㹪 㹫 㹬 㹭 㹮 㹯 㹰 㹱 㹲 㹳 㹴 㹵 㹶 㹷 㹸 㹹 㹺 㹻 㹼 㹽 㹾 㹿 㺀 㺁 㺂 㺃 㺄 㺅 㺆 㺇 㺈 㺉 㺊 㺋 㺌 㺍 㺎 㺏 㺐 㺑 㺒 㺓 㺔 㺕 㺖 㺗 㺘 㺙 㺚 㺛 㺜 㺝 㺞 㺟 㺠 㺡 㺢 㺣 㺤 㺥 㺦 㺧 㺨 㺩 㺪 㺫 㺬 㺭 㺮 㺯 㺰 㺱 㺲 㺳 㺴 㺵 㺶 㺷 㺸 㺹 㺺 㺻 㺼 㺽 㺾 㺿 㻀 㻁 㻂 㻃 㻄 㻅 㻆 㻇 㻈 㻉 㻊 㻋 㻌 㻍 㻎 㻏 㻐 㻑 㻒 㻓 㻔 㻕 㻖 㻗 㻘 㻙 㻚 㻛 㻜 㻝 㻞 㻟 㻠 㻡 㻢 㻣 㻤 㻥 㻦 㻧 㻨 㻩 㻪 㻫 㻬 㻭 㻮 㻯 㻰 㻱 㻲 㻳 㻴 㻵 㻶 㻷 㻸 㻹 㻺 㻻 㻼 㻽 㻾 㻿 㼀 㼁 㼂 㼃 㼄 㼅 㼆 㼇 㼈 㼉 㼊 㼋 㼌 㼍 㼎 㼏 㼐 㼑 㼒 㼓 㼔 㼕 㼖 㼗 㼘 㼙 㼚 㼛 㼜 㼝 㼞 㼟 㼠 㼡 㼢 㼣 㼤 㼥 㼦 㼧 㼨 㼩 㼪 㼫 㼬 㼭 㼮 㼯 㼰 㼱 㼲 㼳 㼴 㼵 㼶 㼷 㼸 㼹 㼺 㼻 㼼 㼽 㼾 㼿 㽀 㽁 㽂 㽃 㽄 㽅 㽆 㽇 㽈 㽉 㽊 㽋 㽌 㽍 㽎 㽏 㽐 㽑 㽒 㽓 㽔 㽕 㽖 㽗 㽘 㽙 㽚 㽛 㽜 㽝 㽞 㽟 㽠 㽡 㽢 㽣 㽤 㽥 㽦 㽧 㽨 㽩 㽪 㽫 㽬 㽭 㽮 㽯 㽰 㽱 㽲 㽳 㽴 㽵 㽶 㽷 㽸 㽹 㽺 㽻 㽼 㽽 㽾 㽿 㿀 㿁 㿂 㿃 㿄 㿅 㿆 㿇 㿈 㿉 㿊 㿋 㿌 㿍 㿎 㿏 㿐 㿑 㿒 㿓 㿔 㿕 㿖 㿗 㿘 㿙 㿚 㿛 㿜 㿝 㿞 㿟 㿠 㿡 㿢 㿣 㿤 㿥 㿦 㿧 㿨 㿩 㿪 㿫 㿬 㿭 㿮 㿯 㿰 㿱 㿲 㿳 㿴 㿵 㿶 㿷 㿸 㿹 㿺 㿻 㿼 㿽 㿾 㿿 㺀 㺁 㺂 㺃 㺄 㺅 㺆 㺇

以上のような対象債権者と非対象債権者との平等の問題は、すべての債権者を手続中にとり込む法的手続の原点に立ち返りつつ、債権（または債権者）の分類・組分けの合理性を明確にし、対象債権者となる債権者グループ（とくに強制的に権利の変更がなされる少数債権者）に適切な手続保障を与えることによって、解決していくしかないであろう。

このような難問につき、本稿ではっきりとした解決策を提示することはできないが、考え方としては、前述のようにあくまで法的手続の規律から出発して、債権者等の組分けの議論を深めることによって解決の方向を探るべきものとする。会社更生手続における商取引債権の事実上の別枠扱い（全額弁済）は、JAL、ウィルコム、林原等の事件で行われてきたとされている。このような取扱いは、会更47条5項後段に基づいて行われたが、早期弁済しないことによる事業継続への著しい支障の存在はともかく、「少額」という要件が事実上無視ないし軽視されている実情に鑑みると、実質的には商取引債権者を別の組に組分けし、他の一般債権者と差をつけた取り扱いを認めるものといわざるをえない。つまり、すでに現在の再建型法的整理において、実体法上は平等に取り扱うべき債権者の中の一定の債権者グループに特別の処遇を認めているのである。このような実務は、個別の対応を建前とする会社更生法47条5項後段の枠を超えており、商取引債権者と金融債権者等との組分けを認め、平等原則を、会社更生法168条1項柱書のいう「同一の種類を有する者の間では」ではなく、組単位で考えるアメリカ法（連邦倒産法1123(a)(4)参照）の立場に、近づいているといわざるを得ないのではないだろうか。そう考えると、民事再生手続においても、民事再生法85条5項後段による弁済がグループとしての商取引債権者に一律になされるとすると、一般債権者の組を2つに分けて差をつけているという理解に繋がる。

債権者（または利害関係人）の組分けは、手続を複雑にするから——とくに中小企業の再建手続では——避けるべきものと説かれるのがふつ

うであるが、見方によっては、実質的に手続の外で取り扱う可能性を認める根拠にもなりうる。手続の簡略化、事業価値の毀損の回避等の観点から、法的手続の対象債権者を一部債権者に限定するニーズが存在するとすれば、その範囲確定の基準、限定の積極的意義とその限界、他の債権者グループの実体的・手続的地位の保障のあり方など、基本的には法的手続の中での債権者の組分けの問題として位置づけ、議論することによって、一部の債権者の組を対象とする新しい手続を構想していくべきではないだろうか。実体法上同一優先順位の債権者間の組分けについては、従来、担保不足額の一般債権者の組を商取引債権者の組と別の組と出来るか、という問題などが議論されてきた⁽⁵⁶⁾。これらの研究を基礎にして、上で述べた憲法論をにらんだ組分けに関する議論を、法的手続全体の中で深めていくべきではなかろうか⁽⁵⁷⁾。

(3) 専門家の下で行われる手続を取り込んだ「統合手続」

裁判外の手続の簡略化と合理性・信頼性を確保する手段として、専門家(国によっては特別の資格を有する者)が関与した手続を利用することは、三で紹介した欧米の制度でも見られた。たとえば、フランスで、調停手続等から迅速再生手続までの手続に一貫して関与する資格ある専門家である「司法管財人」の存在は、手続の信頼性にとって重要な意味をもっていると思われる⁽⁵⁸⁾。イギリスの会社整理でも、——資格を持った倒産実務家である必要はないが——大規模法律事務所が作成した組分けや計画案の内容に関する説明書等が裁判所の判断のよりどころとなっていると言ってよいであろう(ただし、専門家報酬等の費用が高額に上ってしまう問題はあるようである)⁽⁵⁹⁾。わが国でも、準則型私的整理の積

(56) たとえば、山本研「更生計画における更生担保権および更生債権の組分け」事業再生研究機構『更生計画の実務と理論〔初版〕』(商事法務、2004年)531頁以下参照。

(57) 本稿の検討範囲を超えるが、本文で述べた組分けの議論は、経営的には優良企業である大規模公害の加害者企業が、被害者の損害賠償請求権を他の債権者と別枠で取り扱うようなケースも視野に入れうるのではないかと考えている。

(58) 高井=黒田・前掲注46)1823頁参照。

み重ねによって、民間の専門家の技量と信頼性を法的手続でも生かす環境は整いつつある。検討会報告書では、手続実施者の監督委員への就任、事業再生ADRでの報告文書を125条報告書と扱うことなどが提案されている⁽⁶⁰⁾。

専門家チーム⁽⁶¹⁾へゆだねる事項は、債権者集会の招集の段階では、再生計画案策定手続や対象債権者の限定の方法についての報告書と、認可要件を意識した再建計画の内容についての報告書が中心となろう。「統合手続」では事業再生ADRを前提とはしないので、手続の当初から実質的に手続に関与する専門家の存在が必要になる。申立段階でメインバンク等との協議を経てラフな再建計画は立ててくる可能性があることを考慮すると、計画作成過程に関与した専門家を原則としてそのまま手続機関に選任するという考えられてよいであろう。ただ、このような特別の手続を行う専門家は、弁護士等の肩書があればよいというわけにはいかないので、諸外国のように、倒産実務家の資格制度を設けるとか、事業再生実務家協会のような公的な認証を受け、実績もある団体が資格ある専門家を推薦する制度などが検討されるべきであろう。

(4)「統合手続」の効果が「フル規格」法的整理で直接的効力をもちうること

最後に、新しい統合手続が法的手続でありながら、簡略化された手続であればあるほど、手続中に法的整理（債務者事業の規模に応じて、民事再生または会社更生手続）開始の申立てがあると、基本的には開始原因の存在を前提にそれらの手続への移行を認めざるを得ない。この場面では、濫用的な法的整理の申立てを制限・排除する仕組みを作った上で、法的整理の開始をすべき場合には、従前の手続と法的整理の一体性（事

(59) たとえば、債権者集会等の開催命令の申立てとともに提出される説明文書等については、中島・前掲注41) 963-964頁参照

(60) 検討会報告書19、22、27、29頁等参照。

(61) わが国でも、弁護士に限らない専門家チームが事業再建にかかわるようになっていくことについては、松下＝中井・前掲注3) 76頁〔中井発言〕参照。

業再生ADRから簡易再生等への連続性の問題とは別のレベルの問題である)が保たれることが必要である。「統合手続」で行ったDIPファイナンス等の優先債権はそのまま再建型法的整理でも共益債権として扱うほか、手続機関(または手続の実質的主権者たる専門家)は法的整理の手続機関として引き続き就任し、金融債権者に限定の組の債権届出や決議等もそのまま有効として扱う(同意を擬制する制度など)などの配慮をすることが望ましいであろう。

(5) 検討会報告書の提案と「統合手続」との関係

最後に、検討会報告書の提示する制度モデルと「統合手続」の関係を改めて確認しておく、以下のとおりである。基本的な手続の位置付けとしては、新しい「統合手続」を、検討会報告書のいうCタイプ、すなわち「事業再生ADRを前提としない、適用対象を限定した簡易型の法的手続」に対応する手続として構想する。検討会報告書A-②型(裁判所による認可型モデル)は、Cタイプに近いものとして構成しなおすことになる。この場合、事業再生ADRと「統合手続」は、債務者企業にとって選択すべき2種類の簡易型再建手続(一方は準則型再建型私的整理、他方は簡略化された法的再建手続)となる。

もっとも、新しい「統合手続」を事業再生ADRの受け皿手続を兼ねるものとして設計することもありうるであろう。このような手続設計をするならば、「統合手続」は、B-②型(迅速事業再生手続モデル)とB-③型(新たな受け皿手続の創設モデル)の機能も含むものとして構想することになる。この場合、B-①型(簡易再生運用改善モデル)は、現行法の下での運用改善として上記とは別枠で進める余地がある。

五 結語

本稿の基本的問題意識を振り返ると、以下の点であった。第1に、準則型私的整理の発展を通じた私的整理の合理化は、わが国の倒産処理手

続全体の発展過程における大きな成果であるが、その一方で、現実の企業再建のニーズに応えた法的手続のスリム化に関する制度的対応が手薄であったのではないかと、いう点である。第2に、私的整理と法的整理との「連続性」を強化しようとする検討会報告書の意義は認めつつ、それと並行して「法的手続」⁽⁶²⁾としての「統合手続」のあり方も検討していくことにも意義があるのではないかと、いう点である。第3に、この「統合手続」を構想する際には、これまでの倒産法実務の発展の中で質が高められた倒産実務家の関与の下、関係人の自主的交渉を尊重しつつ、ぎりぎりまで法的手続をスリム化して、制度設計していくべきでないかと、いう点である。本稿では、これらの観点から、「統合手続」のあり方につき、いくつかの具体的提案を行った。

仮に何らかの形で「統合手続」が導入された場合、事業再建を迫られた債務者企業にとっては、純粋な私的整理、事業再生ADR、新しい「統合手続」、(従来型の)法的整理などの選択肢が与えられることになるから、それぞれの手続の機能分担を考えることは不可欠である。そして、清算型の手続を含めて、それぞれのケースで最適な手続に債務者を導く手続の整備なども含めて、広い意味での倒産処理全体のシステムのあり方を考えていくことが望ましいことには大きな異論はあるまい。2000年の民事再生法の制定から始まった倒産法の大改正は、施行後10年～15年以上を経て、立法的見直しの検討が精力的に続けられてきたが、民事法分野の立法課題は多様で、倒産法の改正が本格的に立法課題として登場するのはもう少し先のようなのである。中長期の検討課題を設定

(62) 本稿冒頭で述べたように「法的手続」を「法的整理」とは区別して緩やかに捉えらるると、「統合手続」を倒産法ではなく、会社法上の制度として構想する考え方もありえよう。旧商法の時代に存在していた「会社整理」は、民事再生手続の創設によりその存在意義がなくなったとして、平成18年の会社法制定時に廃止された。しかし、私的整理に多数決制度を取り入れるという視点から見ると、裁判所の関与が緩やかだった(一般債権者全員の同意が基本であることがその背景にあった)会社整理に多数決を取り入れた手続をイメージすることは、少なくとも新しい手続モデルとしては考慮に値するのではないだろうか。

して倒産法制全体のあり方を見直す良い機会ではなかろうか。

〔付記〕

滝澤正先生は、長年にわたり、上智大学法学部および法科大学院、そして上智大学全体にとってなくてはならない人であった。文字通りの拙稿ではあるが、これをもって、滝澤先生に対する感謝の気持ちの一端を表したい。

本論文は、科学研究費補助金(課題番号26380129)の交付を受けた研究の成果の一部である。

(本学法科大学院教授)